

令和6年第5回定例会

階上町議会会議録

令和6年 9月10日開会

令和6年 9月13日閉会

階上町議会

令和6年第5回階上町議会定例会会議録目次

○第1号9月10日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
休会期間の決定	10
散会の宣告	10

○第2号9月12日（木曜日）

議事日程	12
本日の会議に付した事件	12
出席議員	12
欠席議員	13
説明のため出席した者の職氏名	13
職務のため出席した者の職氏名	13
開議の宣告	14
一般質問	
小松 雅彦君	14
熊谷 道雄君	27
渡部 高明君	33
大下 修 君	42

○第3号9月13日（金曜日）

議事日程	56
本日の会議に付した事件	56
出席議員	57
欠席議員	57
説明のため出席した者の職氏名	57
職務のため出席した者の職氏名	57
開議の宣告	58
認定第1号議題、質疑、討論	58
報告第1号、第2号一括議題、質疑	71
議案第1号議題、質疑、討論、採決	71
議案第2号議題、質疑、討論、採決	72
議案第3号議題、質疑、討論、採決	77
議案第4号議題、質疑、討論、採決	78
議案第5号、第7号一括議題、質疑、討論、採決	87
議案第6号議題、質疑、討論、採決	87
議案第8号議題、質疑、討論、採決	87
議案第9号議題、質疑、討論、採決	88
議案第10号議題、質疑、討論、採決	93
議案第11号議題、質疑、討論、採決	94
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	94
町長挨拶	95
閉会の宣告	95
署名議員	97

令和6年第5回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和6年9月10日(火曜日)

令和6年第5回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和6年9月10日午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋	美加佐	君	2番	渡部	高明	君
3番	中島	孝一	君	4番	熊谷	道雄	君
5番	小坂	正年	君	6番	下沢	育男	君
7番	大下	修	君	8番	小松	雅彦	君
9番	上道	二三男	君	10番	森	榮吉	君
11番	林	貢	君	12番	百目木	和俊	君
13番	大江	和夫	君	14番	長根	岩夫	君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長 荒谷 憲輝 君 副町長 澤田 充 君

教 育 長	濱 浦 幸 夫 君	総 務 課 長	地 代 所 誠 君
総合政策課長	茨 島 俊 行 君	税 務 課 長	大 谷 地 尚 子 君
町民生活課長	上 厚 子 君	すこやか健康 課 長	平 戸 由 紀 子 君
介護福祉課長	古 川 明 美 君	産業振興課長	西 山 圭 一 君
建 設 課 長	小 笠 原 博 文 君	教 育 課 長	中 屋 敷 司 君
会 計 管 理 者	濱 浦 孝 子 君	代表監査委員	境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 京 実 君	庶 務 G L	野 沢 香 織 君
総 務 課 主 査	花 生 智 紀 君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は、14 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 6 年第 5 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、6 番下沢育男君、7 番大下修君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 13 日までの 4 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 9 月 13 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第 3、この際、認定第 1 号 令和 5 年度階上町決算の認定についての件から、議案第 11 号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更に
についての件まで、14 件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。

○議員一同 おはようございます。

○町長（荒谷憲輝君） 本日ここに、令和 6 年第 5 回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

始めに本町出身の小原佑太選手が先月行われたパリオリンピックに出場し、大きな舞台で素晴らしい活躍を見せていただきました。

小原選手には、団体 5 位、個人 6 位、入賞になったことにお祝いを申し上げますとともに、応援していただきました関係者の皆様、町民の皆様には、お礼と感謝を申し上げます。これからも小原選手の更なる飛躍をお祈りし、町民の皆様と一緒に応援してまいりたいと考えております。

また、8 月 23 日に行われました第 34 回青森県消防操法大会、小型ポンプの部において本町消防団第 1 分団が見事優勝を果たし、10 月 12 日に宮城県利府町で行われる第 30 回全国消防操法大会に出場することとなりました。選手の皆様には、日頃の厳しい訓練の成果を存分に発揮し、ご健闘されますことをお祈り申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

認定第 1 号 令和 5 年度決算の認定についてご説明申し上げます。

令和５年度、決算の認定に付す案件は、一般会計と５つの特別会計、合わせて６件であります。

それでは始めに、令和５年度階上町一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、６３億 ７,４６６万 ３,４７４円、支出済額は、６０億 ４,８３７万 ３,５６２円となりました。これにより、歳入歳出差引残額は、３億 ２,６２８万 ９,９１２円となります。歳入歳出差引残額のうち、地方自治法の規定に基づく基金への繰入額を２億円としたことにより、令和６年度への繰越額は、１億 ２,６２８万 ９,９１２円となりました。

歳入を款別に構成比率で見ますと、地方交付税が４１.３％と最も高く、対前年度比では１.５ポイントの増加、対前年度伸び率では、１.７％の増加となりました。

２番目は、町税の１８.０％で、対前年度比では０.４ポイントの増加、対前年度伸び率では０.４％の増加となりました。

３番目は、国庫支出金の１７.０％で、対前年度比では１.２ポイントの減少、対前年度伸び率では８.５％の減少となりました。この減少は、新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金・交付金が減少したことによるものです。また、自主財源及び依存財源の構成比率を見ますと、町税を中心とする自主財源が２３.５％、地方交付税等の依存財源が７６.５％となり、対前年度伸び率は自主財源が２.５％の増加、依存財源は３.１％の減少となりました。

次に、歳出を目的別に構成比率で見ますと、民生費が３１.７％で最も高く、次に総務費の１８.６％、３番目に土木費の１１.６％となっております。また、歳出を性質別に構成比率で見ますと、人件費、扶助費及び公債費で構成される義務的経費は４６.８％で、対前年度比では２.２ポイントの増加となりました。普通建設事業費及び災害復旧事業費等で構成される投資的経費は５.７％で、対前年度比では２.６ポイントの減少となりました。物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金等で構成されるその他の経費は４７.５％で、対前年度比では０.４ポイントの増加となりました。

続きまして、令和５年度末の地方債現在高について、ご説明いたします。健全な財政を維持するため、地方債発行額を元金償還額の範囲内に抑制することで、前年度より４億 ４,３５３万 １千円減額の４５億 ３,２１９万 ３千円となりました。これらの令和５年度決算を踏まえ、本町の財政指数を見てみますと、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられている、経常収支比率は８７.９％で、対前年度比では、０.１ポイントの増加となりました。歳出においては、社会保障費である扶助費や、今後続く物価高騰の影響による物件費などの増嵩が予測される一方で、町の財政は地方交付税に収入の多くを依存しているため、今後におきましても、国から交付され

る財源について注視し、限られた財源を最大限に活かし、創意工夫のもと歳出抑制及び効率化を図り、引き続き、財政の健全化に取り組んでいく所存であります。

次に、令和５年度階上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。収入済額は１５億８５０万７,７２８円、支出済額は１４億５,２１０万２,２５１円、歳入歳出差引残額は５,６４０万５,４７７円となり、うち２,９００万円を国保会計財政調整基金へ繰り入れました。

歳入の主なものは、国民健康保険税２億７,７３２万５,４３６円、県支出金１０億５,４５７万２,６２２円、繰入金１億２,７９７万５,９９７円であり、歳入総額に占める割合は、合わせて９６.８％であります。

歳出の主なものは、保険給付費１０億９４９万２,０５６円、国民健康保険事業費納付金４億８３６万４,３５０円であり、歳出総額に占める割合は、合わせて９７.６％であります。

次に、令和５年度階上町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入済額は４,５８０万８,３６３円、歳出済額は４,４４５万７千円、歳入歳出差引残額は１３５万１,３６３円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料６８４万１,７６０円、繰入金３,５５１万３千円であり、歳入総額に占める割合は、合わせて９２.４％であります。

歳出の主なものは、施設管理費１,０２０万３,７２８円、公債費２,５４５万８,５１８円であり、歳出総額に占める割合は、合わせて８０.２％であります。

次に、令和５年度階上町介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は１４億１,５２１万８,７４９円、支出済額は１３億７,１７０万３５３円、歳入歳出差引残額は、４,３５１万８,３９６円となり、うち、４,２８１万７,１５１円を介護給付費準備基金へ繰り入れました。

歳入の主なものは、保険料収入３億１,３０３万２,２１５円、国庫支出金３億１,６８９万９０６円、支払基金交付金３億５,５２７万８千円であり、歳入総額に占める割合は、合わせて６９.６％であります。

歳出の主なものは、保険給付費の１２億４,０６７万７,６０５円、地域支援事業費４,６３９万６,２１４円であり、歳出総額に占める割合は、合わせて９３.８％であります。

次に、令和５年度階上町公共下水道事業特別会計、歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入済額は３億９,０６２万４,１８０円、歳出済額は３億８,４３１万２,１５５円、歳入歳出差引額は、６３１万２,０２５円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金 7,283 万 2 千円、繰入金 1 億 6,387 万 8 千円、町債 1 億 850 万円であり、歳入総額に占める割合は、合わせて 88.4%であります。

歳出の主なものは、公共下水道事業費 1 億 7,760 万 9,900 円、公債費 1 億 2,200 万 8,728 円であり、歳出総額に占める割合は合わせて 78.0%であります。

次に、令和 5 年度階上町後期高齢者医療特別会計、歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は 1 億 7,526 万 5,494 円、支出済額は 1 億 7,030 万 7,817 円、歳入歳出差引残額は、495 万 7,677 円となりました。

歳入の主なものは、保険料 9,872 万 4,900 円、繰入金 5,567 万 8,460 円であり、歳入総額に占める割合は、合わせて 88.1%であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 4,321 万 5,440 円、保健事業費 1,488 万 8,022 円であり、歳出総額に占める割合は、合わせて 92.8%であります。

報告第 1 号 令和 5 年度健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度の健全化判断比率として算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、報告するものであります。

報告第 2 号 令和 5 年度資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度の資金不足比率について、報告するものであります。

議案第 1 号 階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、対象施設の拡充について、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 2 号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町立階上小学校の設置を廃止するため提案するものであります。

議案第 3 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険被保険者証の廃止により、被保険者証の返還に応じない者に対する過料に係る規定を改めるため、提案するものであります。

議案第 4 号 令和 6 年度階上町一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 4,973 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 62 億 729 万 4 千円とするものです。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 3,917 万 8 千円、町債 340 万円を減額し、国庫支出金 4,174 万 7 千円、県支出金 1,964 万 4 千円、繰越金 1 億 756 万 3 千円、諸収入 2,335 万 6 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 825 万 9 千円、民生費 3,457 万 1 千円、衛生費 6,739 万 1 千円、農林水産業費 870 万円、土木費 2,113 万円等を追加するものであります。

歳出のうち、総務費に、職員の時間外勤務手当として 800 万円を増額し、民生費に、県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、0 歳～2 歳児の保育料無償化事業に 1,680 万円、3 歳～5 歳児の給食費助成事業に 730 万円を計上し、また、交付金の一部を、町外から就学する児童生徒の給食費無償化に係る経費 18 万円の財源とします。

衛生費には、65 歳以上の高齢者を対象とする、新型コロナワクチン定期接種事業に 2,934 万円を増額し、農林水産業費及び土木費に、7 月 30 日の大雨被害に係る補修委託等の経費として 1,900 万円等を計上しております。

次に第 2 表、地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 5 号 令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 936 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 14 億 9,909 万 9 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 2,100 万円を減額し、繰越金 2,740 万 4 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、国民健康保険事業費納付金 329 万 7 千円を減額し、諸支出金 1,064 万 7 千円等を追加するものであります。

議案第 6 号 令和 6 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6,332 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 14 億 4,576 万 4 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 6,262 万 7 千円、繰越金 70 万円を追加するものであります。

歳出につきましては、諸支出金 6,332 万 8 千円を追加等するものであります。

議案第 7 号 令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 495 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 8,461 万 1 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰越金 495 万 6 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 404 万円、諸支出金 91 万 6 千円を追加するものであります。

議案第 8 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の収益的収支予算における支出について 201 万円を増額し、累計予定額を 2 億 9,431 万 4 千円とし、また、資本的収支予算における支出について 509 万円を増額し、累計予定額を 2 億 7,781 万 8 千円に補正するものであります。

主な補正内容につきましては、収益的支出では、公共下水道汚泥運搬委託料及び公営企業会計事務支援に伴う業務委託料の増額。資本的支出では、漁業集落排水施設内の、し渣脱水機及び原水ポンプ故障に伴い工事請負費を増額するものであります。

議案第 9 号 ハートフルプラザ・はしかみエアコン設置工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、ハートフルプラザ・はしかみエアコン設置工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

議案第 10 号 中央体育館改修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、中央体育館改修工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

議案第 11 号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、青森県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして、概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。〔町長降壇〕

○議長（長根岩夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、９月１１日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、９月１１日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、９月１２日午前１０時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午前１０時３２分）

令和6年第5回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和6年9月12日(木曜日)

令和6年第5回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和6年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 8番 小松 雅彦君 (1) ふるさと納税について
(2) 旧小舟渡小学校の現状について
(3) いちご煮祭りの今後について
(4) コンパクトシティの実現のための計画について
- 4番 熊谷 道雄君 (1) 当町における有害鳥獣対策について
(2) 中学校部活動の地域移行について
- 2番 渡部 高明君 (1) 階上町の公園整備の現状と利用状況について
(2) 仮称「はしかみ景観条例・景観賞」創設についての提案。階上町を「日本一の家庭菜園の町」にするつもりはないか
- 7番 大下 修 君 (1) 令和5年度指定管理者物価高騰対策支援補助金について
(2) 階上小学校に係る統合について
(3) 閉校2校（旧大蛇・小舟渡小学校）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 土橋 美加佐 君	2番 渡部 高明 君
3番 中島 孝一 君	4番 熊谷 道雄 君
5番 小坂 正年 君	6番 下沢 育男 君
7番 大下 修 君	8番 小松 雅彦 君
9番 上道 二三男 君	10番 森 榮吉 君

11 番 林 貢 君

12 番 百 目 木 和 俊 君

13 番 大 江 和 夫 君

14 番 長 根 岩 夫 君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町 長 荒 谷 憲 輝 君 副 町 長 澤 田 充 君

教 育 長 濱 浦 幸 夫 君 総 務 課 長 地 代 所 誠 君

総合政策課長 茨 島 俊 行 君 税 務 課 長 大 谷 地 尚 子 君

町民生活課長 上 厚 子 君 すこやか健康
課 長 平 戸 由 紀 子 君

介護福祉課長 古 川 明 美 君 産 業 振 興 課 長 西 山 圭 一 君

建 設 課 長 小 笠 原 博 文 君 教 育 課 長 中 屋 敷 司 君

会 計 管 理 者 濱 浦 孝 子 君 代 表 監 査 委 員 境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 京 実 君 庶 務 G L 野 沢 香 織 君

総 務 課 主 査 花 生 智 紀 君

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎一般質問

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、一般質問を行います。
順次質問を許します。8 番、小松雅彦君の質問を許します。

○8 番（小松雅彦君） はい、議長。8 番、小松雅彦です。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君

○8 番（小松雅彦君） はい。〔小松議員登壇〕

8 番、小松雅彦です。

始めに、荒谷憲輝町長のご尊父、荒谷剛生様のご逝去に接し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福を申し上げます。第 9 代階上町議会議長として、町勢発展に寄与したことに対して感謝申し上げますとともに、哀悼の意を捧げます。

地球温暖化のためか、日本各地で洪水災害や地震災害など、自然災害が頻発しています。当町でも、田代地区などで大きな豪雨災害が起きました。

また、ロシアによるウクライナへの侵略、イスラエルによるガザ地区への攻撃など、社会情勢も悪化しています。

自然災害や人的災害が早く収束し、復旧、復興されることを願っております。

明るい話題です。2024 年パリオリンピック自転車競技で、当町出身の小原佑太選手が、チームスプリント 5 位、スプリント 6 位に入賞しました。

また、階上町消防団が、小型ポンプ操法の部で優勝し、全国大会に出場します。

また、階上中学校体操部も全国大会を決めました。

選手の皆様、大変お疲れ様でした。そして、更なる健闘をお祈りします。町民の皆様にも勇気と感動を与えてくださいました。心から感謝申し上げます。

それでは、9 月議会の発言の機会をいただいたことに感謝申し上げますとともに、通告に従って質問をさせていただきます。

1 点目は、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税が作られたのは平成 20 年で、地方税の税収が大都市に偏っており、このため、地方の財政運営が困難になっているという問題意識から、地域活性化を目指して導入されました。ふるさと納税制度による寄附の総額が、令和 5 年度は 1 兆 1 千億円あまりになりました。いまや、日本地方財政では、無視できない巨大な存在になりました。寄附を受ける地方でも特産品があって寄附が集まるところと、これといった特産品がなく寄附が得られない自治体とでの不平等感が起きています。ふるさと納税の寄附金受け取り団体は、全体の 5%でしかない上位 100 位までの自治体だけで、総額の 45%になります。また、利用できる枠は、高所得者ほど大きいという不公平もあります。

さて、当町の令和 5 年度のふるさと納税は、はたして黒字なのか、赤字なのか教えてください。

また、本来の地方税の金額と寄附金額や返礼品と手数料などに関わる金額を教えてください。

2 点目は、旧小舟渡小学校の現状についてです。

旧小舟渡小学校の活用は、公募型プロポーザルにより、株式会社 SakaZuki さんに決定しました。「学び」「体験」「集い」の 3 つのテーマを軸に、子供、大人、地区住民を含めた全ての人達にとっての学び舎を提供する。また、階上町の誘致企業の一端を担い、SakaZuki BASE cominato から北東北を盛り上げていくとともに、階上、八戸圏域の UJI ターンの促進も行おうとあります。

施設の活用は教室が学習塾、ヨガスタジオ、宿泊、レンタルオフィス。体育館はスポーツ塾。校庭はフリーキャンプ場。その他は食堂、居酒屋、カフェ。新設は全天候型キャンプ場、サウナ、銭湯とあります。

教育、文化、産業の振興、観光、地域住民との交流・活性化などの面から見ても、ぜひ成功していただきたいと思いますし、地元の住民として応援していきたいと思っています。

成功に向けては、町や地域などの支援や協力が必要と考えますが、町の考えをお伺いします。

令和 6 年度は、改修・開業準備。令和 7 年度 4 月グランドオープンと事業計画にありました。令和 6 年度も半分か過ぎようとしています。キャンプをしている人は見かけるそうですが、そのほかの動きが見受けられません。浄化槽の改修だけでも時間がかかるので心配しています。また、改修や開業準備をしている様子が見受けられません。旧小舟渡小学校は、まだ町の財産ですので、取り返しがつかなくなっているは大変です。

しっかり内容や状況を把握し管理しているのか。更にグランドオープンに向けての課題や問題点、進行状態、進捗状況などについて把握しているのかについても伺います。

3 点目は、いちご煮祭りの今後についてです。

コロナ感染症が蔓延してから、初めて 2 日間の日程でいちご煮祭りが開催され、盛会に終了することができました。関係者の皆様に感謝申し上げます。

産業振興課のリーダー 2 人が変わるという厳しい中、株式会社 SakaZuki は、「全面バックアップ、これまで以上に盛り上げるように尽力する。その他の町のイベントも同様である」と言っています。これも一因の一つだと思います。

その中で気になったことは、いちご煮祭りなどのイベントに関して終わったあとの検証、反省会が今までなかったと思います。祭りやイベントが良くなるためには、検証や反省会などを開き情報交換など、コミュニケーションが必要と考えます。株式会社 SakaZuki さんも含めた関係者で検証、反省会を含めた意見交換の場を設けていただけるのか。

また、次年度以降のいちご煮祭りに対しての町の考え方や方針、方向性をお伺いします。

4 点目は、コンパクトシティ実現のための計画についてです。

令和 6 年度の予算に、図書館と民俗資料館の機能を持つ複合施設整備に必要な基本構想及び基本計画を作成するための委託料が決まりました。私自身も、当町の社会資本整備がかなり遅れていると感じます。当町にもやっと図書館・民俗資料館の機能を持つ複合施設ができると、3 月議会で賛成しました。

しかし、落ち着いて考えると、必要な施設が沢山あります。必要な施設を洗い出しリストを作り、人口減少、少子高齢化を見据えた上でどのような規模で作るのか、優先順位をどうするのか、また、どこに造るのかなど、基本となる計画が先に必要になると思います。

これからは、正にコンパクトシティを実現しなければならないと思います。そのためには必要なもの、規模の大きさ、それに見合う場所、施設の優先順位など総合的な計画が必要と考えます。町の考えをお伺いします。

また、令和２年度から５年度にかけて、県土整備部都市計画課、施設整備検討委員会、関連施設の視察などを行っているようです。このような大きな施策は、事前に議会への報告、説明をして、これを受けて議会では協議するべきだと思います。この件についてもお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。〔小松議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。

○議員一同 おはようございます。

○町長（荒谷憲輝君） 始めに、私事で恐縮ですが、父、剛生が生前中には大変お世話になりました。また、先ほどは小松議員により父を偲び悼む丁寧なお言葉をいただきました。ありがとうございました。

質問冒頭にございました大規模災害が頻発する傾向にある。そして心配し、対策を講じることなど、小松議員におかれましては町のことに取り組んでいただいている姿勢を感じております。

そして、町の活動として、パリオリンピックで団体個人での入賞と飛躍をされた小原選手、青森県消防操法大会で優勝し全国大会へ出場を決めた階上町消防団第１分団、階上中学校生徒による新体操での活躍など、町、町民の皆様と一緒に応援いただいたことで、期待と希望につながったと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小松議員のご質問にお答えします。

１つ目のふるさと納税についての件であります。ふるさと納税制度は、寄附者が応援したい自治体を自由に選べることや、各自治体が寄附の返礼品を充実させていることなどから、寄附者にとって多くのメリットがあり、議員ご案内のとおり全国における、ふるさと納税の寄附総額が１兆１,１７５億円となり、年々利用者が増加

しております。一方で、特に都市部を中心に、ふるさと納税による住民税の減収が問題となっており、その減収額も年々増加していることから、特に減収額の大きい自治体の住民サービスの低下が懸念されております。

本町におきましても、民間のふるさと納税ポータルサイトとの契約数を増やし、返礼品の充実を図るなどして、多くの寄附をいただけるように取り組んでいるところであります。しかしながら、階上町民の皆様も他自治体へふるさと納税により寄附を行っているため、町民税の減収額は年々増加しており、控除額の 75%は普通交付税で措置されるものの、町の根幹である町税の減収に対して危機感を抱いております。

議員ご質問の令和 5 年度における本町のふるさと納税の金額やその影響についてですが、いくつかの算出方法がございますが、交付税措置を含めない実際の影響額でお答えしますと、令和 5 年度に本町に寄附いただいたふるさと納税の金額は、1,115 万 6 千円でありましたが、返礼品やその送料、寄附受領書の発行に係る事務費などの経費として約 551 万 4 千円かかっておりますので、寄附額から経費を差し引いた正味の収入額は、約 564 万 2 千円となります。一方で、階上町民が他の自治体に寄附した金額は 1,179 万 1 千円であり、その寄附に伴う町民税の控除額は、約 580 万 1 千円でありました。

このことから、正味の収入額である約 564 万 2 千円から、町民税の控除額約 580 万 1 千円を差し引きますと、ふるさと納税による最終的な財政影響額は、約 15 万 9 千円のマイナスとなります。なお、9 月 8 日の東奥日報に掲載された「ふるさと納税 23 年度実質収支」によりますと、本町の実質的な収支は約 374 万 5 千円のプラスとなっておりますが、東奥日報社の独自の算出方法の中で、交付税措置分を算入したことによるものであります。

このような状況ではありますが、ふるさと納税制度は単なる財源確保の手段だけではなく、本町の魅力を全国に発信し、関係人口を増やすための手段の一つでもあり、その点はプラスの効果を本町にもたらしているものと認識しております。今後も制度の適正な運用を図りつつ、町内の事業者や町民の皆様と協力しながら、より効果的な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、2 つ目の小舟渡小学校の現状についての件であります。議員ご案内のとおり、旧小舟渡小学校の活用につきましては、公募型プロポーザルを実施し、株式会社 SakaZuki に決定し、その旨を 3 月の議会全員協議会でご報告させていただきました。

全員協議会では、契約内容として、貸付額は無償とし、貸付期間を契約日から 3 年間とし、2 年間は延長することも可能であることから、町としては事業の成否を

判断するためにも、無償貸与期間を５年間として契約協議を進めたいと説明し、その後の経営状況などを勘案し、良好であれば、無償譲渡する予定としております。契約してから約半年近く経過しているわけですが、その間、担当課による訪問や SNS の確認、また SakaZuki からのご相談など、行き来は担当レベルでさせていただいております。

５月頃に担当課が訪問した際には、金融機関と資金計画の相談をしている最中であり、建物の改修内容が決定次第、地域の方々への説明を７月頃に予定したいとのこと、その地域の説明後に町へ直接報告をいただける旨の説明を受けておりました。その後、当初予定よりも建物の改修内容の設計に時間を要していること、金融機関から資金調達の相談が厳しい条件を出されていること、国の補助金の活用を検討したいとの相談が担当課へあったと聞いております。

担当課では、必要としている情報の提供など、できる限りの支援、協力をしていく旨を伝えるとともに、地域の理解と協力がなければ成功はしないことから、まずは SakaZuki のほうから地域に溶け込む努力が必要であり、その点にも努力して欲しいと伝えているところでございます。

現在の活動としましては、毎月第１日曜日に「こみなと朝ヨガとキャンプ」を開催しており、既に学習塾の夏期講習や体育館のレンタルも開始しております。

今後の計画としては、今年は学習塾、ヨガスタジオ、レンタルオフィス、体育館貸出、キャンプ場の運営を予定し、２年目の令和７年度には居酒屋と宿泊施設の整備を進め、３年目の令和８年度にはサウナやシャワー設備の整備を目指し、最終的には、４年目の令和９年度のフルオープンを目指していると伺っております。

ただし、居酒屋や宿泊施設の建物改修には時間や費用がかかるため、初期段階ではキッチンカーの導入やコンテナ型の宿泊施設の活用なども視野に入れ、柔軟に対応を検討しているとのことでした。

資金については、まずはレンタルオフィスやヨガ、キャンプなどの事業を展開し、売上を確保しつつ、国の補助金、金融機関からの借入、更にはクラウドファンディングなども利用して資金調達を行う予定だと伺っております。

町といたしましても、今後、株式会社 SakaZuki と密に意見交換を行い、事業の進捗が促進されるように、適切な事業や支援策も周知しながら、可能な限り支援していきたいと考えております。

次に、３つ目のいちご煮祭りの今後についての件であります。議員ご案内のとおり、今年は５年ぶりに２日間開催し、多くの方にご来場いただき、階上町を楽しんでいただけたものと考えております。

いちご煮祭り終了後の検証は、例年、階上町産業振興委員会に事業報告を行い、委員の皆様からご意見を伺うという形で行ってきたところです。

今年のいちご煮祭りは、議員ご案内のとおり、久しぶりの２日間開催と、旧小舟渡小学校が施設利活用事業者に貸付けされて、初めての開催であったため、様々なご意見があるものと思いますので、今後関係者を集めて、意見交換を行ってまいりたいと考えております。

来年度以降のいちご煮祭りの方向性については、関係者から集約したご意見を、階上町産業振興委員会に報告し、ご審議いただき決めてまいりたいと考えております。

次に、４つ目のコンパクトシティの実現のための計画についての件ですが、議員ご案内のとおり、人口減少時代を見据えた、本町のこれからの都市整備は大変重要な課題であると認識しております。本町には都市計画の基本的方針を定めた、都市計画マスタープランがあり、三陸沿岸道路などの近年の町を取り巻く都市基盤整備の促進や、少子高齢化による人口減少や労働力不足などの社会情勢の変化を反映するため、令和５年３月に改訂をしており、その中で、人口減少時代において都市機能がコンパクトに集約した、将来にわたって持続可能な都市構造への転換が求められている、としております。

そのため、都市計画マスタープランの一部として、商業や医療など生活に必要な都市機能及び居住の誘導によるコンパクトなまちづくりの形成を促進するとともに、公共交通の連携により、持続可能なまちづくりの実現を目指すため、令和５年３月に立地適正化計画を策定し、この計画の中で、蒼前地区、耳ヶ吠地区、駅前地区の３地区に居住誘導区域、更に耳ヶ吠地区に都市機能誘導区域を設定し、本町の将来の都市骨格構造を定めております。

また、全国的にも公共施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、本町におきましては公共施設等総合管理計画を定め、その基本方針の中では、総保有量の適正化や長寿命化の推進を定めており、計画的な維持管理、修繕、更新を行うこととし、施設の新築は原則行わない方向性にありますが、既存の施設に関しては集約化や複合化を図ることとしております。

議員のコンパクトシティ実現のための計画の策定が必要ではないかとのことご提案ですが、先ほど申し上げた、都市計画マスタープランや立地適正化計画には、基本的な方針は記載があっても、どの施設をどの時期にということまで記載はございません。また、公共施設等総合管理計画では、改修や更新等の必要性和計画期間については、定めているものの、どの場所にするかまでは、定めておりません。

そのため、議員ご提案の内容に全て合致した計画は、現在ございませんが、公共施設の建設や移転など、事業を計画する場合には、これまでと同様に、町の最上位計画である総合振興計画にその方向性などを位置付けしながら、先ほど申し上げた諸計画を基本とし、国の動向や社会的な情勢などを加味しながら、その都度、議会に説明し、その時代の中での必要性を検討、議論しながら進めてまいりたいと考えております。

また、大きな公共施設の建設は、事前に議会への報告、協議するべきとのご提案でありますので、これまでも説明の機会をいただき進めてきたところですが、今後は、これまで以上に丁寧なご説明を心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○8 番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君。

○8 番（小松雅彦君） はい、8 番、小松雅彦です。〔小松議員起立〕

ご答弁ありがとうございます。

1 点目のふるさと納税については、寄附をいただいた金額は 1,116 万円で、返礼品その他の経費などを合わせると、551 万円かかっており、町民の他自治体への寄附による控除が 580 万円になり、最終的な財政影響額はマイナスの約 16 万円とお聞きしました。

平成 20 年度は 3 件で 6 万 7 千円、平成 27 年度は 37 件で 300 万と記憶しています。お礼品としては、早生そばの乾そば、階上早生そば焼酎「早生のめぐみ」特選セットなどが送られていたようです。

しばらくぶりに階上町のふるさと納税のお礼の品を見ますと、これらの品が見当たりません。総務省の審査が厳しくなり、原料の審査、加工費の占める割合などで、これらの返礼品が使えないとのことでした。このような状況下の中で頑張っているなと思いました。

キューピーさんを始め、木工品など新たに開拓して 36 件くらいの返礼品があるようです。

寄附金を多く集めている自治体の傾向を見ると、第一次産業の占める割合が多いように見受けられます。当町では大規模に 1 次産業をしている人は少ないのですが、米グループ、ネギグループ、野菜グループなど、これらを作り、協力して返礼品作りを試みてはいかがでしょうか。

また、商工会を始め漁協、農協などと連携して 6 次産業の製品開発、返礼品開発に力を入れて取り組んでみてはいかがでしょうか。

更に、そば打ち体験、巨木・古木巡り体験、ふのり採りを体験し、浜辺で海鮮を味わっていただく体験、エンジョイサイクリングなどのイベントにご招待や、観光釣り船の方がグループを作り、釣り船体験にご優待するなどの体験型サービスもあると思います。

また、階上町の草餅が美味しいと人気なので、グループを作り、商品化できないでしょうか。お食事を提供している飲食店で話し合い、いちご煮やウニ丼、アブラメ、どんこ料理を提供し、サービスを拡大する。このような商品の開発は、返礼品の種類を増やすとともに、地産地消にも繋がり、地域活性化の起爆剤になりうると思います。

また、携わる人のやりがいに繋がっていくと思います。

当町では、色んなところに出向いて相談や依頼をして商品を増やしていると聞いています。そこで、将来返礼品になりそうなものとか、今後どのようにいつ取り組んでいくのかお聞きします。

2 点目の旧小舟渡小学校の現状については、町の担当者が SakaZuki さんに訪問して情報交換をし、毎日のようにアップされている SNS の確認などを通じて、確認や相談を受けているとお聞きしました。

6 年度でできるところから少しずつ進めて、7 年度に食堂と宿泊施設、8 年度はサウナやシャワーの整備を目指し、9 年度フルオープンを目指しているとのこと。

大きな事業です。初めは特に厳しく、事業資金など課題が山積していると思います。国の補助事業の紹介など、しっかりと寄り添って支援、協力をしていただきたいと思います。

答弁の中に、地域の理解と協力がなければ成功しないことから、地域に溶け込む努力が必要とありました。正にそのとおりだと思います。きちんと指導を行い、成功に導いていただくとともに、大変なことにならないように、管理をしっかりとお願いします。

3 点目のいちご煮祭りの今後については、来年度以降のいちご煮祭りは関係者の意見を集約して、階上町産業振興委員会に報告して、審議して決めていくとの回答です。

委員会の開催は数も少なく、要約された内容を確認、可決しています。よって、詳しい事情は把握しきれているとは思えません。詳しい内容や事情をよく知っている担当者、関係者の意見や打ち合わせが必要だと思います。反省会、準備打ち合わせ会開催をしていただきたいと思います。

その際、施設活用事業者もその一員として参加していただきたいものだと思います。

来年度以降も、多くの来場者に来ていただき、階上町を楽しんでいただくとともに、好きになっていただき、そしてファンになっていただくことにより、町の産業や観光に活気あふれるように、担当者会議反省会の開催をお願いします。

4点目のコンパクトシティ実現のための計画について、都市計画マスタープランが令和5年3月に改正され、人口減少時代において、都市機能がコンパクトに集約し、将来にわたって持続可能な都市構造への転換が求められている。

また、立地適正化計画を作成し、耳ケ吠地区に都市機能誘導区域を設定し、本町の将来の都市骨格構造を定めるとお聞きしました。

また、公共施設等総合管理計画を定めて計画的な維持管理、修繕、更新を行い、施設の新築は原則行わない方向にある。

私の提案の内容の計画は、現在、本町に存在しないとの回答です。都市計画マスタープランや立地適正化計画、公共施設等総合管理計画、そして、最上位の計画であり、階上町総合振興計画にも具体的なあるべき姿がうたわれていません。

壇上で少し触れましたが、当町の社会資本整備は、他市町村に比べてかなり遅れていると思われます。

図書館、資料館もそうですが、みんなが憩える公園、総合運動公園、公認競技ができる体育館、町民のたまり場、会議など、色々な機能を備えた複合文化ホール、温泉宿泊設備など考えられます。

10年先、20年先の将来を見据え、場所、規模などの全体像の計画を立て、優先順位を決め整備していくべきだと思います。

個々に、そのときそのときの状況で施設を作るのではなく、全体像を考えて計画し、それを実行してゆくランドデザイン作りを先に進めるべきだと思いお伺いします。

事前に議会への報告、協議に関して機会をいただいて説明とありますが、3月の全員協議会で、初めて社会教育複合施設整備基本構想・基本計画作成とさりと説明を受けました。

先日の新聞に、町民を招いたワークショップの記事や整備検討委員会が了承し、24年度に基本計画を策定し、25年度に設計などの事業者をプロポーザル方式で公募すると予定等が載っていました。目を疑いました。知らない間に計画がここまで進んでいたことに驚きました。

社会教育複合施設について、整備検討委員会は、町が示した基本草案を了承したとあります。

草案は、教育委員会が中心になって作ったと思いますが、そのメンバーを教えてくださいたいと思います。

旧小舟渡小学校の利活用のときもそうでしたが、全員協議会で簡単な説明で終わり、あとは全員協議会で了承いただいたのと、質問、討論、採決もなく、詳しい説明もなく、事業者決定を報告事項で済ませました。これでは、議会は気がつかないうちに、知らないうちに物事が決まってしまう。勉強や注意が足りないと言われるかもしれません。反省をしています。

議会は、主権者である住民に代わって、執行機関を監視、評価、執行機関の独走をチェックする機関でもあります。事前に詳しい説明を受けた上で相談や検討を重ねるなどして、より良い方向に持っていくべきだと思います。

重要な施策は、事前に詳しい説明を受けて協議、検討を重ねることにより、より良い結果が導き出されるのではないのでしょうか。それには時間がかかります。

再度、お願い、お伺いします。〔小松議員着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。私からは、ふるさと納税及びコンパクトシティの計画の部分について、お答えさせていただきます。

まず、1つ目のふるさと納税の今後の取組についての件でございますが、議員ご案内のとおり、ふるさと納税の返礼品につきましては、総務省の審査が厳しくなっており、原料の審査や加工費の占める割合に関する基準を満たす必要がございます。そのため、以前ご提供していた返礼品の中には、現在、提供できないものもございます。

しかしながら、本町では新たな返礼品の開発に力を入れており、現在 36 種類の返礼品を取り揃えております。令和 6 年度には約 20 点の返礼品登録を申請し、国に承認されたものとして、階上産のウニを使った生ウニ瓶詰めや生ウニ塩水パック、しょうゆ味やオイスターソース味のウニ缶詰やアワビ缶詰、更に 3 種の「キューピー あえるパスタソース」などが随時追加されております。ウニのシーズンに間に合ったものもあり、既にふるさと納税サイトで掲載中でございます。

今後の返礼品としては、八戸カントリークラブのゴルフ割引券やフォレストピア階上のジェラート、階上沖での釣り船利用券など観光やレジャー、地域の特産品を

生かしたものを検討しております。事業者の協力を得ながら、寄附者にとって魅力的な選択肢を提供できるよう準備を進めております。

また、議員ご案内のとおり、本町には豊かな自然や文化資源がございます。そば打ち体験や、巨木・古木巡り、ふのり採り体験などといった意見など、体験型のサービスも今後の返礼品として研究してまいりたいと考えております。

更に、農協や漁協、商工会などの地元組織とも連携し、6次産業化に向けた調査研究にも取り組んでまいります。

今後につきましては、町長の答弁にもありましたとおり、制度の適正な運用を図りながら、町内事業者の協力を得て、食べ物を中心とした返礼品の充実を図るとともに、本町の自然や文化を生かした体験型返礼品の導入にも力を入れ、より効果的な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、コンパクトシティの実現のための全体像を考え計画、整備するべきではないかの件でございますが、町長の答弁のとおり議員ご提案のような計画は現在、町にはない状況にあります。現状では総合振興計画にその方向性を位置付けしながら、都市計画マスタープラン立地適正化計画、公共施設等総合管理計画で、5年程度の期間で進めている状況でございます。

その理由としましては、国や県が策定する計画なども5年程度をその期間としている状況にあり、その整合性を図ることが必要と考えております。

また、ここ数年、コロナ禍であったように、生活様式の変化もあり、社会情勢の変化も加味する必要があると思っております。

議員ご提案の計画につきましては、町長の答弁のとおりその都度議会に説明し、その時代の中での必要性を検討、議論しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、重要な施策は事前に協議を重ねていくべきとの件につきましては、こちらの町長の答弁のとおり今後はこれまで以上に機会を捉え、丁寧にご説明申し上げながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。私からは、社会教育複合施設整備検討委員会のメンバーの件についてお答えいたします。

社会教育複合施設整備検討委員会につきましては、町議会教育民生常任委員長、階上町校長会会長、社会教育委員会議議長、文化財審議会副会長、公民館運営審議会副会長、元史跡根城の広場施設長、施設利用者2名、八戸学院大学学長補佐、八戸工業大学准教授の10名で構成されております。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○8番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、小松雅彦君。

○8番（小松雅彦君） はい、8番、小松雅彦です。〔小松議員起立〕

ご答弁ありがとうございます。

社会教育複合施設整備について、現在の進捗をお伺いします。

それから、説明資料のスケジュールを見ると、11月下旬にパブリックコメントを開始とある中で、皆様の声を聞きながら計画を見直していきますとお聞きしました。

また、基本構想・基本計画案の中に建設予定地が示されています。更にこのことを考えるには時間が必要と考えます。

コンパクトシティを含め、計画の見直し、変更ができるのか、時間がいただけるのか、改めてお伺いします。

それと、先ほどの答弁で検討委員じゃなくて草案を作ったメンバーの方を教えてください。いただきなかったなあと思ってました。〔小松議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。私からは、社会教育複合施設整に係る現在の進捗及び基本構想・基本計画案の見直し、変更について。あとは、先ほどの草案を作ったメンバーということで、お答えしたいと思います。

社会教育複合施設整備に係る現在の進捗につきましては、今年度、それぞれ2回の検討委員会と住民ワークショップの開催を経て、基本構想案の作成まで行っております。

基本構想・基本計画案の見直し、変更につきましては、一昨日の議会全員協議会において、基本構想案をご説明した際に、建設予定地をお示ししたところ、町の土地の有効活用に対するご意見が出されたことから、再度検討委員会にお諮りし、審議していただきたいと考えております。

また、草案を作成したメンバーはということになってございますが、教育委員会の事務局を含めまして、先ほど申し述べました検討委員会のほうで草案を作成したということになります。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 8 番、小松雅彦君の質問を終わります。

次に、4 番、熊谷道雄君の質問を許します。

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。

○4 番（熊谷道雄君） 4 番、熊谷道雄です。〔熊谷議員登壇〕

4 番、熊谷道雄です。一般質問の機会を与您いただき感謝申し上げます。

本日は、私のほうから 2 つほど質問をさせていただきます。早速質問に入ります。

1 つ目です。当町における有害鳥獣対策についてです。

3 月の定例議会で質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。

今年も青森県内でのクマの出没が相次いで報告されており、当町でも、住宅地や学校周辺などで相当数の出没情報が寄せられています。町は、防災無線やほっとスルメールなどで住民に注意を呼びかけるほか、周辺のパトロールや近隣の教育施設等に連絡しているとのことですが。

県南のクマ出没数は、2022 年が 143 件だったのに対し、2023 年は 300 件と激増し、加えて今年はクマが山間部だけではなく、市街地にも現れるケースが増加しています。市街地に出てくる野生動物は、近年、アーバンアニマル、都市動物とも呼ばれ、増加の主な背景としては、過疎化による中山間地域での人間活動の低下や耕作放棄地の増加、空き家の増加などが要因となっておりますとの新聞記事がありました。

県内においても、有害鳥獣による人身被害が発生しています。3 月には南郷島守で住民の男性がイノシシに襲われ負傷するという事件があり、6 月には八甲田山中において女性がツキノワグマに襲われて死亡した事件がありました。このような状

況により、県ではツキノワグマ出没警報を発表しているところです。幸い当町では人身被害が発生していませんが、いつ人が襲われるのか危惧されるところです。

そこで、当町での対策をどんな形で強化されているのかをお伺いいたします。3月の一般質問で私がお尋ねし、町長から丁寧なご答弁をいただきましたが、その際、捕獲に係る費用やハンターの免許取得に係る費用の補助金制度について検討するとの答弁でしたが、その後の検討状況について。

また、階上町鳥獣被害対策協議会という組織があるということですが、具体的に人員など詳細についてもお伺いしたいと思います。

次に2つ目の質問でございます。中学校部活動の地域移行についてです。

中学校の部活動は、スポーツ・文化芸術に興味関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者となる顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化芸術振興を大きく支えてきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異なる年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的な意義は大きいものと考えます。

しかしながら、今日において社会経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化、多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えており、とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従来と同様の運営体制では維持が難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にあります。将来においても、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現する資質、能力を育む基盤として部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動を行うことができるよう、早急に部活動のあり方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があります。

このような状況の中、令和4年度に国は少子化の進展や教員の働き方改革の進展を背景とし、中学校部活動の地域移行について、各自治体で検討を進めるようガイドラインを示しております。

本町におきましても、少子化による生徒数の減少それに伴う教員数の減少が著しく、現状のままで中学校の部活動を続けていくのは困難であると思われ、特に道仏中学校においては、令和6年度の生徒数が42人と年々減少を続けており、そのため部活動設置数が少なく、また、文化部の設置もないことから、生徒たちの選択肢が限られている状況にあります。

そこで、本町の中学校部活動の地域移行における、これまでの取組と今後の予定についてお伺いいたします。

質問は、以上 2 点でございます。以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。〔熊谷議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えします。

まず 1 つ目の有害鳥獣対策についての件であります。対策の 1 つである鳥獣捕獲の強化に向け、実際に罠の設置などをしていただく実施隊員の増員、くくり罠の購入や捕獲した際の報償金などの予算を拡充するなど、取組強化に努めてきたところでございます。

また、免許取得に係る費用補助などの検討状況につきましては、実施隊の皆様からのご意見を伺うとともに、周辺市町村や県の取組について情報収集をしている段階でございますので、引き続き調査・検討してまいりたいと考えております。

次に、組織体制の詳細についての件であります。町では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための組織として、階上町鳥獣被害対策協議会を設置しております。

その協議会の構成機関は、町のほか、三八地域県民局、青森県猟友会八戸支部階上分会、八戸警察署、八戸農業協同組合の 5 機関で組織しております。

また、階上町鳥獣被害防止計画の中で、被害防止施策を効率的かつ効果的に実施するために、階上町鳥獣被害対策実施隊を設置することとしており、令和 6 年度は青森県猟友会八戸支部階上分会会員を中心に 15 名を委嘱し、捕獲に向けた対応の整備を図ったところであります。

次に、2 つ目の中学校部活動の地域移行についての件は、教育委員会が所管しておりますので、後ほど教育長より答弁させます。

以上でございます。〔町長降壇〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。私からは、2 つ目の中学校部活動の地域移行についての件にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、国では令和 4 年 12 月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を示すとともに、令和 5 年度から 7 年度までを部活動改革推進期間と位置付け、その間に地域ごとの課題について各自治体ごとに検討し、取組を進めるよう、示されているところであります。

本町におきましては、教員の働き方改革、生徒達の持続的なスポーツ・文化芸術活動の環境を確保するため、段階的に学校部活動を地域クラブ活動へ移行していくことが望ましいと考え、休日の部活動地域移行について、令和 7 年度までに検討を進め、令和 8 年度以降、可能な部活動から実施してまいりたいと考えております。

そのため、令和 4 年度は町内の小学校 4 年生から中学校 2 年生の児童生徒及びその保護者を対象に、部活動に関するアンケート調査を実施し、また、令和 5 年度は中学校長やスポーツ・文化芸術活動の経験を有する方などで構成する階上町立中学校部活動地域移行に関する検討委員会を設置し、4 回開催した会議の中で、部活動地域移行に関する課題の洗い出しや検討を行ったところであります。

また、今年度は階上町立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画を策定するための策定委員会と、町内両中学校合同での部活動実施に関する検討委員会の 2 つの委員会を設置しており、計画と実施の両面から取り組んでいるところであり、今後、地域クラブ活動へ移行するための最初の段階として、両中学校の野球やソフトテニスなど 4 つの部活動で、今年の 7 月から 8 月にかけて、試験的にそれぞれ合同での練習を行ったところであります。

更に今年度は、階上中学校女子体操部に部活動指導員を会計年度任用職員として任用し、同中学校へ配置することで、部活動の地域連携を図ることを目的に県の補助事業を活用し、モデル事業に取り組んでいるところであります。

なお、推進計画につきましては、現在作成中ではありますが、12 月定例会の議員全員協議会で説明した後、来年 1 月の策定を見込んでおり、策定後は、保護者、関係者等へ説明を行うこととしております。

以上でございます。〔教育長着席〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。〔熊谷議員起立〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、4 番、熊谷道雄です。

ご答弁ありがとうございました。

鳥獣対策については、わななどを購入し、実施隊 15 人を委嘱して取り組んでいるとの答弁であったと思います。

もう少しお伺いしたいと思いますけれども、6 月に私の住んでいる蒼前地区の南蒼前バス停から志民久保地区にかけて、クマが目撃された際、この地域は住宅密集地で、しかも石鉢小学校、石鉢保育園の通学路、通園路であります。

私は子供達が心配でですね、当日何回となく車で巡回しました。幸いクマを見ることはなかったんですが、あと、警戒にあたっている関係者にも会うことがなかったんです。これは、ちょっと私もショック、ショックというか意外でした。全くいつものどおりの光景で唯一、唯一先生らしき方が数人の児童を引率している姿を 1 回見ただけでした。

あのときですね。町はどのような対応をしたのか、お伺いしたいと思います。

あわせて、今年度に入ってからイノシシなど捕獲した実績があれば、捕獲頭数をお伺いしたいと思います。

また、2 つ目の中学校部活動の地域移行についてです。県内では、部活動の地域移行のために生徒を活動場所に集約するためのバスや、クラブチームの設立に支援している自治体もあると伺っております。

本町におきましては、部活動の地域移行に向けて必要な支援、課題等があれば、お伺いしたいと思います。〔熊谷議員着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、熊谷議員の有害鳥獣対策についてのご質問に、お答えいたします。

議員ご案内の南蒼前バス停付近でのクマの目撃は、6 月 10 日のことと思いますが、その日は午前 7 時前に役場に連絡が入り、すぐに警察への情報提供を行い、小学校の登校時間でもあったことから、早急に職員も現場へ出向きました。

現場には、既に登校を見守ってくださっている地域の方や、先生がおいでで声かけをしていただいている状態でした。

職員も一緒に見守りながら、注意喚起を行っております。

その後、パトカーが到着し、周辺への注意喚起を行っていただきました。

まもなくして、防災無線での周知も終わり、登校する子供達の姿もなくなり、階上中学校行きのバスも出発したため、クマの出没現場周辺にクマがいる形跡がないことを確認して周辺を巡回しながら役場に戻っております。

また、その日のお昼過ぎには蒼前ヶ丘バス停付近で、午後 3 時過ぎには軽井沢地区で子グマの目撃情報がありましたので、現地確認をするとともに、警察及び地元の消防団からご協力をいただき、通学路を中心に周辺パトロールを実施しております。翌日の早朝からパトロールを実施し、安全確保に努めたところです。

また、目撃が続きましたので、最後に目撃情報があった軽井沢地区に箱わなを設置しましたが、捕獲にはいたっておりません。

次に、本年度、現時点までの捕獲実績ですけれども、クマ 1 頭、イノシシ 2 頭、ニホンジカ 10 頭となっております。

以上でございます。〔産業振興課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。私からは、中学校部活動の地域移行についての件に、お答えいたします。

議員ご案内のとおり、部活動の地域移行に関し、先進的に取り組んでいる県内の他自治体では、指導員の確保や送迎バスの運行、また、運営主体となるクラブチームの設置にかかる費用など財政面での支援を行っており、本町におきましても、先ほど教育長が述べました検討委員会から、人的、物的及び財政的な課題が出されたところであります。

今後はその課題を整理し、解決に向けて町として必要な支援を検討しながら、部活動の地域移行に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。〔熊谷議員起立〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、4 番、熊谷道雄です。

ご答弁ありがとうございました。

鳥獣対策については、当町においても、クマの目撃があった際の対応がきちんとされていることが分かり、安心いたしました。

私が気がつかなかっただけでした。すいません。

お隣八戸市市川町高屋敷地区多賀谷団地に道路を挟んで、国道を挟んですぐ隣の地域ですよ。に隣接した地区ですけども、クマの目撃情報のもと、自治体関係者、警察官、猟友会のメンバーが一堂に会し、そのときは、警察官、警察署員の許可を受けて猟友会のメンバーが発砲し、後日、何か死体が見つかったという報道がありましたけれども、そういう緊迫した事態となったという報道がございました。

クマの目撃情報が全国的に増加していることから、環境省は専門家検討会では、鳥獣保護管理法を改正する方針をまとめたとの報道もありました。

今までみたいに、保護一辺倒ではなく、どういう場合でも、殺してはならないとか、そういうのを少し見直そうという動きなんでしょうね。こんだけいっぱい被害が出てくればですね。このように従来、鳥獣対策の方法も今後変化していくと考えられますので、情報収集をしっかり行っていただいて、適正な対策が講じられるようお願いいたします。

2 つ目の部活動の地域移行については、生徒、保護者、部活動顧問、部活動指導員など多くの方々が関わっており、また、全国的に前例がない取組となりますので、その実現に向けては、担当課の担当となる教育課では、大変苦労されているものと推察いたします。

この前例の少ない取組に関わる全ての方々が、未来ある生徒達のために、一丸となって前を向いて進んで、進めていただくことを希望して、質問を終わります。

答弁は不要でございます。

以上です。

ありがとうございます。〔熊谷議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 4 番、熊谷道雄君の質問を終わります。

次に、2 番、渡部高明君の質問を許します。

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。

○2 番（渡部高明君） はい、議席番号 2 番、渡部高明です。よろしくお願いいたします。
〔渡部議員登壇〕

議席番号 2 番、渡部高明です。

まず、荒谷町長の御尊父のご冥福を、私からもお祈りいたします。

今年は、夏の猛暑に加え水害が続きましたことに対し、お見舞い申し上げますとともに、階上町の住民の皆様が健康であられるようにと、お祈りいたしております。

さて、私は議員 1 期目、一般質問は今回で 3 回目となりますが、前回同様に、執行機関である町の行政施策に関する監査質問と、新たな町政の行政施策として取り入れていただきたい政策提言質問を加えながら、一般質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

質問は大きく 2 つございます。

第 1 に、階上町の公園整備の現状と管理状況、利用状況についてであります。

町長は、これまで少子化対策、子育て支援に積極的に取り組んでいると思いますが、もう少し現状を見ると、安心安全、生活の質の向上の中で、階上町は、公園の数と管理状況や利用状況は、どうなっているかが大事であると考え、お伺いします。

子育てしているお母さん方から、よく「階上町は子供達が気楽に遊べる公園が少ない」と聞きます。住環境には公園は大切です。子供達の遊び場、お年寄りの憩いの場、災害時の避難場所としても公園は大切です。以前のように、小学校の校庭やグラウンドで子供や近隣住民が自由に遊べなくなってしまった今の時代には、公園の役割は大切さを増していると思います。親子ともども精一杯汗を流し遊べるのが、次代を担う子供たちには必要ではないでしょうか。

また、他市町村から階上に移住される方が一番気にするところは、やはり安心安全と住環境の整備に、どれだけ町が予算と労力を費やしているかだと思います。公園の数は、その一つの目安です。とりわけ、住宅団地など新しい家が立ち並んできた地区には、もっと公園が近くにあってよいと思われます。

都市公園の種類には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園など様々な種類があるようですが、私が調べたところによると、2021 年都道府県別の都市公園ランキングで、青森県は 47 都道府県中 35 位でした。都市公園ランキングは、幸福度ランキングとも関係すると思いますが、市町村別の都市公園ランキングの比較で、階上町はどのような状況かを伺いたいと思います。

次に、第 2 に仮称「はしかみ景観条例・景観賞」創設について提案と、階上町を「日本一の家庭菜園の町」にするつもりはないかです。

昭和 62 年、青森県では最初の景観賞が、隣接の八戸市で制定されました。それには、以前私が会長を務めた八戸地域研究会の民間組織の提案がありました。私も制

度の発足から 10 年間ほど景観賞の選定委員会の委員を務めましたが、八戸市の取組は現在も続いております。それ以前から、歴史的建造物を多く持つ自治体が、建造物保存を目的に景観条例を制定しています。東北でも、秋田県角館町、現在の仙北市です。岩手県盛岡市、青森県弘前市などがいち早く制定しておりました。これら全国自治体の景観条例の制定の動きに対して、国は、平成 16 年 6 月 18 日に景観法を制定し、景観の日を定めております。これにより、全国の都道府県は県景観条例を制定し、各市町村はこれに整合性を合わせる形で、各市町村の景観条例を制定しております。諸外国でも、特に欧米では景観、英語では Landscape、独語では Landschaft と言いますが、特に重要視されイタリアでは憲法にも規定されております。生活の質の豊かさと関係し、日本でも近年景観教育が行われるようになりました。私も、前職の秋田の大学で、専門分野の講座として景観行政論を講義しておりました。

そこで、青森県内の自治体の景観行政の現状として、景観条例、景観賞実施の数を伺いたいと思います。

そして、国の景観法が制定されて 20 年目の今年ですが、わが階上町での景観条例の制定と景観賞の創設を提案いたします。

これと関連しますが、もう一つ提案させていただきます。それは、私が階上町に移り住んでから感じることは、個々の家々で家庭菜園している家が多く、ほとんど時間さえあれば、家庭菜園が可能な土地柄だということです。八戸市とも隣接し、家庭菜園が特にしやすい場所だと思います。町でも家庭農園の場所を確保し提供しておりますが、それぞれの家庭で実に上手に作物や花を育てていると感じます。この土地柄を生かして、ぜひ青森県階上町を「日本一の家庭菜園の町」に育ててはいかがでしょうか。

町内住民の希望者に対して、一定期間だけでも、無料で野菜の苗や花の種を配ってあげたり、肥料を安く提供する取組を行政政策の取組として行うことができないか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わりたいと思います。

よろしくお願いいたします。〔渡部議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

先ほどは渡部議員より父を偲び悼む丁寧なお言葉をいただきました。ありがとうございます。

それでは、渡部議員のご質問にお答えします。

まず、1つ目の階上町の公園整備の現状と利用状況についての件であります、議員ご案内のとおり、公園は子供から高齢者までの幅広い世代の方が、レクリエーション活動や、健康増進、自然とのふれあい、憩いの場として利用され、地域のまちづくりに必要なアイテムの1つとして理解しております。

1点目の公園数についてですが、階上町公共施設等総合管理計画における町で管理している公園数は11施設あり、そのうち民間が整備した公園を除く町が整備した公園数は、毎年調査が行われております公共施設状況調査において、7施設となっております。

町が管理している11施設の内訳ですが、蒼前コミュニティ公園、かすみが丘団地公園、みどり団地公園、大鶴音団地公園、石鉢ふれあい広場については、地域住民の憩いの場や児童の遊び場として利用されており、鳥屋部農村公園、交流の森広場、アスナ公園、山館前公園については、地域住民はもちろんのこと、町外の方にも利用され、ふる里河川公園、田代せせらぎ公園については、キャンプ場としても、多くの方に利用されているところです。

次に、2点目の市町村別の都市公園ランキングについてであります、議員ご活用の資料の市町村別について入手することができませんでしたので、国土交通省が調査・公表している令和4年度都市公園等整備現況調査により比較しますと、都市公園として整備された公園のみとなりますが、三戸郡内の町村では、本町より都市公園数が多かった町村は、1町のみでありました。

また、都市公園以外の公園を含めた市町村で整備した公園につきましては、青森県が公表しております、令和4年度の公共施設状況調査において、三戸郡内の町村を比較しますと、こちらも都市公園の状況と同様に、本町より多い町村は1町のみでありました。引き続き、既存の公園の安全確保を図りながら積極的な活用に努めるとともに、地域の声を聞きながら公園のあり方などについて考えてまいります。

次に、2つ目の仮称「はしかみ景観条例・景観賞」創設についての件であります、議員ご案内のとおり、景観法は平成16年に制定され、良好な景観の保全のみならず、新たに良好な景観を形成、創出することを基本理念として施行されたもので、市町村が景観法を活用し、景観行政を推進するためには、県知事と協議することにより、景観行政団体となる必要があります。その景観行政団体になっている県内の市町村は、40市町村中、6市2町1村の9市町村あり、いずれも景観条例を制定しており、そのうち2市において景観賞やフォトコンテストを実施しております。

本町では、景観法及び青森県景観条例に準じて、景観の保全に努めており、県条例による大規模行為の届出制度補助業務も行っております。大規模な建築物などの建設は、周辺景観に大きな影響を与えるため、このような大規模行為については、県の基準により制限し、届出が義務化されているものであります。

また、町内における景観に関する取組として、国道では各団体による花壇整備、協働のまちづくりとして、環境美化活動やあじさいロードの保全を行っている地区もございます。

そのほか、はしかみ観光ネットワークによるフォトコンテストとして、「あなたの好きな階上町」を撮影し、応募していただき、表彰する取組もございます。

また、町内住民に苗や花の種を配れないか、肥料を安く提供する取組を行うことができないかとのご質問がございましたが、階上町緑化推進委員会においては、町内の小中学校や行政区などの団体が行う環境整備のための花や種子の購入などに対し、助成金を交付する取組を行っております。

景観意識向上の醸成は、本町の魅力を高める重要なものであると考えているところであり、議員ご提案の「景観条例の制定と景観賞の創設」や「日本一の家庭菜園の町」などについては、今後の調査・研究課題の一つとして考えてまいります。

以上でございます。〔町長降壇〕

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。〔渡部議員起立〕

○2 番（渡部高明君） はい、議席番号 2 番、渡部高明です。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1 点目の公園整備の現状と利用状況についてです。

私自身、これまでいくつかの公園に何度か訪れてまいりましたが、この機会に、階上町が管理しているという 11 の公園全部に行き、状況を調べ、写メや動画を撮ったり、近隣の住民からお話を伺ってまいりました。9 月 7 日土曜日、晴天で暑い日でしたが、私の孫、小学校 4 年生の男の子と 1 年生の女の子と連れ立って、11 時アスナ公園、12 時 30 分山舘前公園、14 時鳥屋部農村公園、14 時 30 分交流の森広場、15 時大鶴音団地公園、16 時ふる里河川公園と、一日がかりで回ってまいりました。

山舘公園へのアクセス道路は狭く、困りました。どの公園も緑豊かでしたが、子供の遊んでる姿はあまりなく、同伴した孫を数えると 2 人です。交流の森広場とふ

る里河川公園では、車が数台来ており、家族連れが何組かおりましたが、町外からの利用者らしき人やキャンプでの利用者は、数組で利用状況は決して多くはない、もったいないくらいだと思いました。

当日は、日差しの強い公園遊びはできにくい日かもしれませんが、同伴した孫達はいっぱい汗を流し、喜んで芝生を駆け回り、遊具で遊んだり、木登りしたりと満喫していました。公園の充実は、是非必要であると改めて認識した次第です。

翌9月8日の日曜日、今度は私1人で10時みどり団地公園、12時かすみが丘団地公園、13時石鉢ふれあい広場、14時蒼前地区コミュニティ公園、そして16時、11か所目、最後の田代せせらぎ公園に行ってきました。

みどり団地公園住民の人からは、「近所の苦情で子供が公園で遊べなくなった。子供が遊べない公園は意味がない」という意見や、かすみが丘団地公園では、「管理を住民が十分にできなくなったので町に公園を移管した。今は草刈りだけ近所の人でやっている」という話も聞きました。

また、田代のせせらぎ公園は本当に川のせせらぎが聞こえ、キャンプでのロケーションも最高の場所だと思われますが、あずまやや炊事場、臼を突く水路施設も一部老朽化している状態でした。

こうした現地調査から伺いたいことは、町が管理しているといいますが、個々の公園の所有者・管理者は誰なのか、1年間の町の管理調査の実施内容、地区への委託状況など、少し詳しくご説明をお願いいたします。

次に、2件目の再質問です。

ただいま、町長が県内の景観条例を制定している市町村は、6市2町1村あると答弁でした。青森市、弘前市、八戸市、黒石市、むつ市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、佐井村のことだと思います。

そのうち、農地の一つで階上と同じく町制を敷く七戸町にお伺いして、担当者から景観条例制定の経緯、内容、実施状況と効果などを、聞いてまいりました。

条例のきっかけは、町内にある二ツ森貝塚が世界文化遺産国内推薦候補に選定されたことにあったそうです。七戸町では、平成30年12月に景観まちづくり検討委員会を設置し、計画策定業者すなわちコンサルタントのことです。を入れて令和2年3月まで6回の検討委員会を開催し、条例を制定し、現在景観行政団体に移行しているそうです。

内容は、七戸らしい景観の創出のための町民事業者、町の責務、景観計画の策定、行為の届出制、景観重要建造物、景観重要樹木の指定、景観形成のためへの支援、協定の締結、そして景観審議会の設置などです。

実施状況や効果の点ですが、第 1 の目的が二ツ森貝塚の世界遺産登録でしたから、文化財面だけでなく、景観の面からも景観計画に沿った保存整備がなされ、効果を上げているそうです。

私が二ツ森貝塚を見学した時刻は、ちょうど日没当たりでしたが、広い芝生の丘陵に縄文遺跡が立ち並ぶ素晴らしい景観でした。きっと、七戸町民の誇りとなっていると思います。

国土交通省の発表によりますと、令和 3 年 3 月時点で、40 都道府県 747 市町村が、景観条例による景観行政団体になっています。実に全国の市町村の 43%、約 4 割強が、行政団体に移行しております。都道府県の全ての市町村が景観行政団体に移行している県は、静岡県山口県、大分県など 7 県です。これからは、もっと景観条例、景観行政団体が増えてくると思います。先ほどの、令和 3 年時点でのデータですので、現在はもっと増えていると思います。きっと、景観を意識し、意識したまちづくりは、今後、当たり前の自治体政策になると考えます。

そうした中、県の景観条例による大規模建築物の規制だけに任せるのではなく、町による積極的な、階上らしい景観の創出を行政施策として推進したらいかがでしょうか。階上は、よく山もあり海もあり、素晴らしい土地柄といえます。

しかし、それを生かし、守り育てるのは人間です。町民、事業者、町が一緒になり、景観重要地区を指定し、景観向上に努めたり、小学校などの歴史的建造物の保存や、巨木・古木の町として景観重要建造物の指定、景観重要樹木の指定などを行い、景観形成向上のための啓発支援を景観条例を制定して行うことはできるのではないのでしょうか。

そこで、再質問で更に伺いたいのは、答弁された現在行われている既存の団体の取組の活動実績や応募数を、分かる範囲で教えてください。

また、仮に階上町で景観条例を制定した場合、どのような変化、問題点があるか、想像できる範囲で答弁をお願いいたします。

以上です。〔渡部議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

まず、1 つ目の公園整備の現状と利用状況についての件でございますが、先ほど、町長答弁にありました 11 施設の公園は、町所有の公園であり、町が管理している公園で、ふる里河川公園につきましては、借地により整備した公園でございます。11 施設の公園の管理につきましては、公園を整備した各担当課において管理しており、そのうち蒼前コミュニティ公園、鳥屋部農村公園、交流の森広場、田代せせらぎ公園、アスナ公園、ふる里河川公園、山舘前公園の維持管理につきましては、各町内会に委託し、公園内の草刈り、トイレ清掃、異常箇所などの連絡をしていただいております。また、公園利用者の安全を確保するため担当課職員による定期的な安全点検、異常気象の際の随時パトロールや専門業者による遊具の点検、樹木剪定を実施しております。

次に、2 つ目の仮称「はしかみ景観条例と景観賞」の創設についての件でございますが、景観法及び青森県景観条例に基づく大規模行為の届出における届出件数は、昨年度は 3 件、令和 4 年度 12 件、令和 3 年度は 9 件ございました。

また、ご質問のありました既存団体の取組の活動実績や応募数についてでございますが、はしかみ観光ネットワークによるフォトコンテストにつきましては、昨年度 22 件の応募があり、階上町緑化推進委員会による環境緑化等に対する支援として行っている花や種子の購入費の助成については、町内の小中学校 6 校及び 5 町内会に対し、昨年度助成していると同っております。

議員ご提案の階上らしい景観の創出、景観条例の制定による変化や問題点などにつきましては、今後、他自治体の状況などを調査研究し、考えてまいります。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。〔渡部議員起立〕

○2 番（渡部高明君） はい、2 番、渡部高明です。

では、もう少し私の意見を述べさせていただきながら、一般質問を終えたいと思います。

まず、公園整備の件ですが、児童公園は、住まいの近くに歩いてか、子供が自転車で行って安全に遊べる公園が一番です。近所であれば、お年寄りたちの語らいの場になると思います。小さい子供には、砂場のある公園が魅力かもしれません。

答弁の中で、本町の都市公園より多い数の三戸郡の町村は 1 町のみとありましたが、多分その 1 町だと思いますが、南部町のホームページを見ると、かなりの数の

公園数が紹介され、その駐車場の車台数、施設、遊具の種類数なども、具体的に分かるように丁寧に紹介されていました。

是非、そうした配慮もしながら、子供達や子育ての親からも、また高齢者の語らいの場にもなれるような、身近な公園を整備していただけるようにお願いします。

更に、町外からも訪ねたくなるような、海や山を活用した特色のある公園も、アイデアを出し合いながら整備していただければと考えます。

住環境の整備、魅力ある階上を作るべく、よろしくお願いします。

次に、2点目の「景観条例・景観賞の創設」と階上町を「日本一の家庭菜園の町」にする気はないかについてです。

階上町での景観条例の制定は、決して難しいことはありません。例えば、海の綺麗に見える地区や山並みを美しく眺望できる地区を重要景観地区と規定したり、文化財まではいかないが、景観的に好ましい建造物を景観重要建造物にすることは、できるのではないのでしょうか。

また、階上町は巨木・古木の町として昨年10月に巨木を語ろう全国フォーラムを開催した町でございます。文化財に指定された巨木以外にも見るべき巨木・古木が、全国的にも珍しいほどある町です。

しかし、その保全はボランティアによるだけで、制度的に保護されていないと思います。通常であれば、見事な巨木・古木に囲いをつけたり、階段などのアプローチに気遣ったりする必要があります。それらを景観重要樹木として指定することで、指定樹木第何号という看板や目印が付けられ、保存意識は増してくるようになると思います。巨木・古木の町として、是非、景観条例制定を検討していただければと思います。

また、景観賞も八戸市では長らく継続しておりますが、分野別に建築部門、街角部門、植栽部門などを分かりやすく分野別にすれば、条例とまでいかなくても、景観要綱は行政内部の取り決めでできるものだと思いますが、景観要綱として創設でき、多くの予算もかけないで済みます。

しかし、それにより住民の景観意識が高まり、階上町のイメージがアップしてくると思います。

更に、家庭菜園日本一の町を目指すことは、健全な町の目標になると思います。良いことをするには、臆することなく進んで町政をリードしていただきたいものと、是非お願いいたします。

このテーマは、景観行政という私の専門分野でもあり、今後の課題として、次回以降も、質問する場合がありますと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

〔渡部議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で２番、渡部高明君の質問を終わります。

次に、７番、大下修君の質問を許します。

○７番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、７番、大下修君。

○７番（大下修君） はい、７番、大下修です。よろしくお願いします。

〔大下議員登壇〕

７番、大下修です。よろしくお願い申し上げます。

最近、兵庫県知事の公益通報制度についての多くのニュースを拝見します。鹿児島県の県警も同様、公益通報制度にあると思いますが、最近は目にしなくなり、どのように決着したのか、するのか、興味を持っております。

というのは、私事になりますが、２０年ほど前になります。以前勤務していた会社で、２つの工場と２つの協力会社で、約６０億円の売り上げの鶏肉の加工食品工場の管理を任されていました。ある日突然、専務から呼び出しを受け、４月から品質保証と法務コンプライアンスを担当する安全対策のリーダーをやれという命を受けました。「なぜ私なのですか」と伺ったとき、「組織というものは同じ考えのものの集まりになりやすい、同じ考えの組織は間違った方向に進みやすい。そういう組織は必ず壊れる。会社は社会の公器、潰してはいけない。違う考えの人達、多様な人間が議論し、切磋琢磨することが大切だ。それが組織を活性化させる。会社を存続できる」ということでした。「率直に物を言える人間を人事に依頼したら、君の名前が挙がってきた。だから君を指名した。君がやれ」と言われ、全然乗り気でなかったものの、引き受けることにしました。商社マンは、人心掌握が上手いなと思いました。

業務は、消費者の安全安心等、イコール商品と消費者を守るセクハラ、パワハラ、ハラスメントの撲滅や、下請け法など法の遵守会社と従業員を守る品質管理とコンプライアンスの徹底でした。目に見えない地味な仕事です。しかし、いざというときに役に立ち大事なことです。

当時、営業所があった大阪から関東、東北、北海道全域を回って、教育啓蒙活動が業務でした。既に、会社には、内部通報制度が存在していました。内部通報、公益通報制度とは、会社の不正を発見したときに、特別な窓口に通報する制度で、通

報者が守られなければならない制度です。各事業所を回っていると、内部通報だけでは意味がない。外部に直接通報する外部通報制度を整えるべきだとの多くの声をいただき、担当役員に相談したところ、「君はそう思うなら進めなさい」と快諾をいただき、弁護士はこちらで見つけておくからということでした。年間 10 件もない内部通報でしたが、外部通報ができた途端に 10 件を超える通報があり、できた当初の忙しかった当時を思い出すとともに、定着までこぎつけたことが感慨深いです。

しかし、死者まで出している兵庫県庁の対応に、憤りを覚えるものです。

当時は、公務員には不正はないとのことで、民間だけがこの制度を作らされたと記憶しております。本当にご理解のあった商社マン役員に感謝しており、現在も、CM や社会貢献や会社拡大のニュースを聞くたびに、改めて会社に誇りを感じています。

青森県や県内市町村、当町にもこのような制度があるかと思いますが、規制がないことがもちろんですが、通報者や職員に不利益を被らないことを祈るばかりです。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 点目は、令和 5 年度指定管理者物価高騰対策支援補助金について伺います。

昨年、一般企業の支援とは別に、特別に 4 か所の指定管理者に指定管理者物価高騰対策支援補助金を支援しました。道の駅 124 万 4 千円、ハマの駅 96 万 7 千円、わっせ交流センター 61 万 8 千円、ハートフルプラザ、社会福祉協議会 129 万 6 千円、合計 412 万 5 千円。100%町の財源で貯金を取り崩し実施しました。決算を見ますと、予備費を使用したようです。電気料金などの物価高騰で指定管理者施設の経営が非常に厳しく困難であることから、町が支援する必要があるとの理由でした。

そこで、4 か所の指定管理者の決算の状況、損益計算書を簡単に説明していただき、純利益の金額を伺います。

また、その結果を踏まえた町の見解を伺います。

次に、階上小学校に係る統合について伺います。

令和 6 年度 6 月 10 日の全員協議会で、階上小学校に係る統合について説明がありました。内容、資料の文面は、通告しましたが、与えられた時間の都合上、各割愛させていただきます。

階上小学校に係る統合についての初めての説明があったのは、令和 6 年、今年の 1 月 22 日の全員協議会です。山手地区の今までの統合の経緯と、児童数の推移、今後の取組などです。

そして、6 月の説明です。私は 6 月の全員協議会で、統合を急ぐ理由が教育環境と適応能力では、どの学年でも言えることで明確でない。統合することへの理解が

得られていて、保護者から 1 年の延長の要望があるのであれば、保護者に配慮して進めることも相互理解ができて円満で良いのではと、意見を述べさせていただきました。

そしたらびっくりです。今回の一般質問の通告書を提出した後の 9 月 3 日に配布された議案書の資料を拝見したところ、議案第 2 号に令和 8 年 4 月 1 日に階上小学校の設置を廃止するとの、閉校の議案書です。6 月の説明から、議会に何の説明もありません。赤保内小学校との打ち合わせや、角柄折地区、鳥屋部地区における地区懇談会の開催の取組を行うこととしているのに、その結果の報告もないのに、今回の議案書提出です。あまりにも横暴ではないでしょうか。丁寧な説明、手続がなされていません。

昨日の新聞報道では、全員協議会で説明していないことを、2021 年から保護者や地元関係者を交え統合に向けた協議を本格化、今年 4 月まで大筋で了承を得たという新聞の報道です。我々議員には、全員協議会でもこの件についての説明がありませんでしたが、新聞に掲載されているのです。

何が真実でしょう。

会議日程記録はあるのでしょうか。新聞に掲載させて町民に認知させる手段としているようで、何か残念で仕方ありません。議会軽視、強引な進め方ともとれるように憤りを感じます。議会とはなんぞや、質問することが虚しくなります。

保護者会で、令和 7 年度閉校に反対意見がなかったとしていますが、閉校に反対ではないのです。1 年延長してほしいと要望しているのです。

小規模校の教育方針、教育環境に共鳴し、階上小学校に入学させた子供達が、学年では多い 4 名の友達と濃い関係ができた。だからこの学校で育ったから、この学校で卒業させたいとのご父兄の強い想いと思います。この小さな願いを覆す大きな理由を、全員協議会の資料・説明から理解できませんでした。

教育は、10 年後、20 年後、30 年後に結果が出るといっても過言ではありません。多感な義務教育期間は、最も重要で配慮が必要と考えます。未来を担う子供は、地域、国の宝ですと、多く聞かれます。

本来、教育委員会は、複数の教育委員で構成され、その組織は、偏った教育がなされることを防ぐため、知事や市町村長から独立したものでなければなりません。教育委員や教育委員会の役割は、大きく重いと思います。町の教育委員会は、独立した機関として行動しているのでしょうか。

以下に、教育委員会の制度の概要を述べさせていただきます。

意義としまして、①政治的中立性の確保、公平中立であること。②継続性安定性の確保、健全な成長のため学習期間を通じて一貫した方針のもと、安定的に行われ

ること。③地域住民の意向の反映、教育は地域住民に身近で関心の高い行政分野の専門家のみでなく、地域住民の意向を踏まえること。また、制度の特性として、首長からの独立、合議制、住民による意思決定です。

全員協議会の資料によると、保護者との検討課題を町の三役で検討し方針を決定しました。教育にもお金がかかることですから、町での町とのコミュニケーションは重要です。

しかし、教育の方針、施策は教育委員会が決めるべきです。

もう一つの違和感は、五、六年前、小学校の屋根と外壁の塗装に約 1,600 万円の予算計上したときに、私は、これから統合がなく進めることを確認しました。大きな金額だったので、将来を心配しました。

また、3 年前、2021 年にエアコン 12 台を含めた空調設備ほかとして、2,823 万円の設備投資を行いました。

去年は、階上町の赤松に対する森林の理解のために、階上小学校を含む全児童の机椅子を 600 脚 3 千万円で交換しました。階上小学校を含め各学校に、今年 1 月に机と椅子が納品されたはずですが、税金の使い方と教育委員会の行動が合致していないように思えて仕方ありません。

これら教育に関する施策は、全て教育委員の方々の全会一致で進めているのか、決めているのか伺います。それぞれの方々の意見はなかったのでしょうか。どのような決め方をしているのか伺います。

2 点目として、本件の発端、統合を検討することになったきっかけと、本件に関する教育委員会の会議回数や日時や内容を伺います。

3 点目として、階上小学校統合に関して 4 名の教育委員の意見は一致して令和 8 年度統合すべきとの意見でしょうか。ほかの意見がなかったのか、あったのかを伺います。

3 点目、閉校 2 校（旧大蛇・小舟渡小学校）について伺います。

旧大蛇小学校は、令和 4 年 7 月 21 日に年間 20 万円の賃貸契約で 3 年後の令和 7 年 7 月 20 日、来年ですね、土地、建物を無償譲渡する事となります。旧大蛇小学校のかねご製餡株式会社は、現在のところ 15 名中 10 名が町内の方々に雇用に貢献しております。今後は、経営が順調で雇用が増加することを期待したいところで

す。

土地、建物を譲渡するに 1 年を切ったところです。

そこで、かねご製餡株式会社に現在課せられている税金の種類と税収を伺います。

また、土地建物を譲渡後に固定資産税や不動産取得税を納めて戴くことになると思います。これらの税と試算金額を伺います。

減免等があれば、その期間と金額及び理由を伺います。

旧小舟渡小学校は、令和 6 年 3 月 29 日に無償で貸与しました。貸与し 5 年後の令和 11 年 3 月 28 日に無償譲渡することとなります。

旧小舟渡小学校は、新しく立ち上げた会社、株式会社 SakaZuki と契約して進行中で、契約内容は以下のとおりです。

令和 7 年 4 月、すいません。ここについては小松議員の説明と同様ですので割愛させていただきます。

質問についても同じですので、先ほど答弁をいただいたので割愛させていただきます。

内容としては、半年余り小学校で活動している内容が見えないので、どうなっていますか、ということです。

また、それ以後の計画についてもということでした。SakaZuki に関しましては、会社を立ち上げ、資本金 100 万円での会社であったということの説明で、100 万円の会社で資金調達はどうかということを疑問に思い、全員協議会で質問させていただいた記憶があります。

また、SakaZuki は、盛りだくさんな計画をしているようで、学習塾、ヨガスタジオ、宿泊施設、レンタルオフィス、キャンプ場など様々です。そういうことが実行できるのか。なかなか、先が見えないようで心配しております。

そこで、5 年間の無償貸与ですが、小舟渡小学校の年間の維持管理費と、5 年間の総額を伺います。

また、小舟渡小学校のオープン後に発生する税の種類及び金額を伺います。

基本的な考え方として、旧学校跡地は取り壊しにかかるお金があまりにも高額であることから、土地、建物、物品を処分するよりも譲渡し企業誘致の方が得。町の利益になるとの考えから、企業誘致、プロポーザル提案と進んだと理解しています。

経済的な試算、令和 4 年 6 月全員協議会の資料によりますと、旧大蛇小学校は不動産鑑定料、土地として約 2 千万円、建物として 850 万円、合計で 2,850 万円、解体費用 1 億 200 万円、差し引き 7,350 万円の赤字。小舟渡小学校は土地 2 千万円、建物 1,400 万円、合計で 3,400 万円の不動産鑑定料です。解体工事に 1 億 1 千万かかることから、7,900 万円の赤字という説明でございました。

旧大蛇小学校の土地は、1 万 5,017 平米で約 2 千万円、平米当たり 1,330 円。旧小舟渡小学校の土地は、1 万 2,062 平米で 2 千万円、平米当たり 1,680 円。とても安価な不動産鑑定価格です。

両校の地目や評価額等不動産鑑定料の詳細内訳を伺います。

建設分についても詳細は不要ですが、参考となる鉄骨、築何年、減価償却等を伺います。

近い将来、旧大蛇小学校と旧小舟渡小学校が、譲渡されることとなります。それと同時に町の財産が失われます。

各小学校、両校の失われる財産項目。土地、建物、物品、その他があれば、その金額を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。〔大下議員降壇〕
〔傍聴席からの拍手〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、大下議員のご質問にお答えします。

1 つ目の令和 5 年度指定管理者物価高騰対策支援補助金についての件であります
が、先ほど大下議員の質問で 100%町の財源で貯金を取り崩し、実施しましたのあとに決算書を見ると、予備費を使ったとの発言がございましたが、予備費は活用しておりませんので、訂正させていただき、答弁に入ります。

補助金を交付した 4 施設の決算の状況ですが、他事業を行っている法人もごきますので、指定管理に関わる部分についてご説明申し上げます。

始めに、ふるさとにぎわい広場について提出されている損益計算書によりますと、純売上高は 8,732 万 9,365 円で、ここから売上原価 2,992 万 2,658 円を引いた売上総利益は 5,740 万 6,707 円となります。ここから販売費及び一般管理費 5,501 万 540 円を引いた営業利益は 239 万 6,167 円となり、町からの補助金を含む営業外収益の 452 万 1,747 円を加え、法人税、法人住民税及び事業税を差し引いた当期純利益は 532 万 9,514 円となっております。

次に、はしかみハマの駅あるでい〜ばについてですが、経営状況につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会へ説明しておりますので、その資料の中の損益計算書によりご説明申し上げますと、売上高は 1 億 2,512 万 9,853 円で、売上原価 8,979 万 2,940 円を引いた売上総利益は 3,533 万 6,913 円となります。ここから、販売費及び一般管理費 2,658 万 1,971 円を引いた営業利益は 875 万 4,942 円となり、先ほどと同様に、町補助金を含む営業外収益の 142 万 9,464 円を加え、

法人税、法人住民税及び事業税を差し引いた当期純利益は 789 万 3,669 円となっております。

次に、わっせ交流センターについてですが、特定非営利活動法人が指定管理者となっており、特定非営利活動法人の場合は、活動計算書が損益計算書にあたるものとされておりますので、その活動計算書によりご説明申し上げますと、町補助金を含んだ経常収益は 3,872 万 5,651 円で、経常費用 3,841 万 1,750 円を差し引いた当期経常増減額は、31 万 3,901 円の増となり、ここから法人税、法人住民税及び事業税等を引いた当期正味財産増減額は 18 万 4,994 円の増となっております。

次に、ハートフルプラザ・はしかみについてですが、社会福祉法人が指定管理者となっており、社会福祉法人の場合には、事業活動計算書が損益計算書にあたるものとされておりますので、その事業活動計算書によりご説明申し上げますと、指定管理事業における収益は、指定管理委託料である受託金収益以外には、施設利用料である事業収益と、町補助金である指定管理施設物価高騰対策支援補助金のみであり、その活動収益の合計は、1,884 万 5,310 円となっております。

また、支出である費用については、施設管理のための非常勤職員等の人件費や、印刷製本費、水道光熱費、燃料費等といった事務・事業費となっており、活動費用の合計は、1,866 万 1,190 円となっており、活動増減差額は 18 万 4,120 円のプラスとなっております。

なお、社会福祉法人は、法人税法上、公益法人等に該当するため、法人税は原則非課税とされておりますので、当期活動増減差額は、活動増減差額と同額の 18 万 4,120 円のプラスとなります。

次に、2 点目の町の見解についてであります。指定管理施設物価高騰対策支援事業は、コロナ禍において原油価格及び物価等が高騰する中、令和 4 年度の電気料が大幅に高騰したことにより、指定管理者が指定管理施設を安定的に運営できるよう、令和 5 年度に補助金として交付したもので、施設の安定運営に効果があったものと考えております。

また、ハートフルプラザ・はしかみの指定管理につきましては、指定管理委託料が主な収入となりますが、利用者の安全第一を心がけ、施設周辺の防犯、安全確保に積極的に取り組んでいただくとともに、利用者のニーズや意見、要望を把握しながら、誰もが利用しやすい管理運営に努めていただいているところでございます。

更に、利用者の理解と協力を得ながら、節電等の経費削減に努めていただいております。

いずれにいたしましても、町の施設の管理をお願いしているものでございますので、今後とも指定管理者と協議しながら、適正に対応してまいります。

2 点目の階上小中学校に係る統合についての件は、教育委員会が所管しておりますので、後ほど、教育長より答弁させます。

3 点目の閉校 2 校（旧大蛇・小舟渡小学校）についての件であります。まず、1 点目のかねご製館株式会社に現在課せられている税金の種類と税収についてですが、課せられている税金の種類は、町税としては、法人町民税と償却資産分の固定資産税となります。

税収につきましては、個別の納税者に関する情報であり、地方税法上の守秘義務に基づき、公開することが厳しく制限されています。特に、法人町民税や固定資産税の具体的な金額は、企業の経営状況や財務状況を反映するため、他の企業や第三者に対して公開することは許されておられません。

次に、2 点目の土地建物の譲渡後に課せられる税金の種類と試算金額についてですが、課税される税金の種類としては、町税では固定資産税、県税では不動産取得税が考えられます。

試算金額につきましては、譲渡後の課税額に結び付く金額であるため、先ほどの税収の答弁と同様に、地方税法上の守秘義務に基づき答弁を控えさせていただきます。

減免等につきましては、かねご製館株式会社は町の誘致企業であるため町企業誘致条例第 4 条に基づき、町税が賦課された最初の年度から 5 年間、固定資産税に相当する額の範囲内で奨励金を交付することとしており、令和 5 年度の初年度における奨励金の額は 116 万 2 千円でありました。

次に、3 点目の株式会社 SakaZuki のオープンまでの計画内容とそれ以後の計画についてですが、先ほどの小松議員への答弁の繰り返しとなりますが、株式会社 SakaZuki は、令和 7 年 4 月のオープンを目指し、現在、試行錯誤しながら様々な取組を進めております。

主な活動としては、

○7 番（大下修君） いいですよ、それは。時間がないので。

○町長（荒谷憲輝君） どこまでがいいですか。通告の内容に従って答弁しますので、すいません、はい。どこからでしたっけ。

主な活動としては、毎月第 1 日曜日に「こみなと朝ヨガとキャンプ」を開催し、学習塾の夏期講習や体育館のレンタルも開始しております。

今後の計画としては、今年は学習塾、ヨガスタジオ、レンタルオフィス、体育館レンタル、キャンプ場の運営を予定し、2 年目の令和 7 年度には居酒屋と宿泊施設

の整備を進め、3年目の令和8年度にはサウナやシャワー設備の整備を目指し、最終的には、4年目の令和9年度のフルオープンを目指していると伺っております。

ただし、居酒屋や宿泊施設の建物改修には時間や費用がかかるため、初期段階ではキッチンカーの導入やコンテナ型の宿泊施設の活用なども視野に入れ、柔軟な対応も検討していると伺っております。

次に、4点目の旧小舟渡小学校の年間の維持管理費と5年間の総額についてですが、町で負担している維持管理費は、建物の火災保険料のみであり、令和6年度は年間15万9,663円を支出しています。5年間の総額は、約79万8千円程度となる見込みです。

SakaZukiで負担している維持管理費は、現在、一般的な電気代や水道代などが必要となっておりますが、5年間の総額については、先ほど答弁した計画やその改修内容に応じて大きく変動いたしますので、具体的な金額について申し上げることは、差し控えさせていただきます。

次に、5点目の旧小舟渡小のオープン後に発生する税の種類と金額についてですが、オープン後に課税される税金の種類につきましては、町税は法人町民税、そして今後の施設整備により償却資産を取得すれば固定資産税が課されることが考えられます。

また、国税の法人税、県税の法人事業税なども課される見込みです。

更に、譲渡後に発生する税につきましては、2点目の質問と同様に、固定資産税、不動産取得税が考えられます。

試算金額については、こちらも2点目の旧大蛇小学校の質問と同様に守秘義務の観点から、答弁を控えさせていただきます。

次に、6点目の旧大蛇小学校と旧小舟渡小学校の土地の不動産鑑定料の詳細、内訳についてですが、これらは、不動産鑑定士がその資格により、法令や基準に基づき、公正かつ適切に評価を行ったものです。

鑑定評価の方法としては、大規模画地の評価であるため、取引事例比較法を適用し、積算価格を求めました。適用にあたっては、土地と最有効使用を同じくする標準的な画地を同一需給圏内に設定し、地域格差や個別的要因格差を直接比較して比準価格を求めました。

まず、旧大蛇小学校における比準価格についてですが、同一需給圏内の類似地域にある宅地の売買事例4件を基に試算価格を平均し、比準価格を1㎡当たり1,900円としました。この比準価格に地積を乗じて、積算価格は2,853万円となります。

しかし、複合不動産としての観点から検討したところ、用途変更等により再利用が可能な施設ではあるものの、現状では廃校となった遊休施設であり、近隣地域の

衰退や周辺環境との不適合による経済的減価、更には災害発生の危険性などを考慮すると、市場性が低下していると認められます。これらの要因を総合的に考慮した結果、積算価格から30%の減価修正を施し、最終的に1,997万1千円と算出しました。

旧小舟渡小学校においても、同様の算出方法により比準価格を1㎡当たり2,400円、この比準価格に地積を乗じて、積算価格は2,895万円となり、最終的には2,026万5千円と算出しました。

次に、7つ目の旧大蛇小学校と旧小舟渡小学校の構造や築年数についてですが、旧大蛇小学校の校舎は鉄筋コンクリート造3階建てで、昭和45年3月に新築され、昭和62年2月と平成12年11月に増築されております。

鑑定時点では、建築後約35年から52年が経過しており、経年による物理的減価が見られます。外壁と屋根の一部にひび割れ、剥がれ、変色、腐食が見られ、内装にもひび割れや変色、損傷が確認されております。

体育館は鉄骨と鉄筋コンクリート造の平屋建てで、昭和62年2月に新築されております。校舎と同様、経年による物理的減価が見られます。

旧小舟渡小学校の校舎は鉄筋コンクリート造2階建てで、平成元年3月に新築されております。体育館は鉄骨と鉄筋コンクリート造、一部2階建てで、平成2年8月に新築されております。校舎・体育館ともに建築後約31年から33年経過しており、経年相応の物理的減価が見られます。

最後に8点目の旧大蛇小と旧小舟渡小の財産項目と金額についてですが、町で保有する財産については、決算書の財産に関する調書にて報告しており、地方自治法により数量及び面積により管理することとされておりますので、議員ご質問の金額については、決算書に掲載がございませんので、実際の金額とは異なりますが、国の地方公会計制度に基づき作成した階上町財務書類における固定資産台帳を基にお答えします。

項目については、固定資産台帳の資産負債区分名称を、金額については、令和4年度の増減異動後簿価を使用いたします。

まず、旧大蛇小学校につきましては、土地が1億56万4,950円、建物が8,851万7,595円。

次に、旧小舟渡小学校につきましては、土地が7,957万7,790円、建物が1億513万7,219円となります。

なお、物品及びその他につきましては、総務省作成の統一的な基準による地方公会計マニュアルにおいて、物品は原則として取得価額または見積価格が単価50万円以上の場合に、その取得価額を資産として計上するとあり、固定資産台帳作成のた

めの調査当時、平成 27 年度において、大蛇小学校及び小舟渡小学校では該当する物品はございませんでした。

いずれにいたしましても、かねご製飴株式会社や株式会社 SakaZuki は、旧大蛇小学校や旧小舟渡小学校を、地域の新たな雇用の場や交流拠点へと再生し、地域の活性化に向けて着実に前進していただいているところでございますので、議員の皆様には、これまでの成果を踏まえ、＜10 分前＞今後とも、この取組へのご支援をお願い申し上げます。

以上でございます。〔町長降壇〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。私からは、通告書の内容により、階上小学校に係る統合についての件についてお答えいたします。

始めに、これら教育に関する施策は、全て教育委員の方々の全会一致で進めているのか。それぞれの方々の意見はなかったのかについての件であります。議員ご案内の階上小学校校舎の屋根外壁塗装工事については、平成 29 年第 1 回教育委員会会議において、平成 29 年度当初予算の中で説明を行い、小学校児童用机及び椅子の購入については、令和 5 年第 1 回教育委員会会議において、令和 5 年度当初予算の中で説明を行い、その取得に係る物品の買入れについては、令和 5 年第 4 回教育委員会会議で提案したところですが、いずれも異議等はありませんでした。そのほか、教育委員会の施策につきましては、これらと同様に、教育委員会会議に諮り、採決をしております。

次に、階上小学校統合を検討することになったきっかけと、それに関する教育委員会の会議日数や日時、内容についての件であります。階上小学校に係る統合の検討については、基本的には、平成 18 年 7 月に設置した学校適正配置検討委員会が発端となり、平成 28 年 2 月に策定した第 5 次階上町行財政改革実施計画において小学校再編の取組推進を掲げ、議員ご案内のとおり、令和 2 年 3 月に策定した第 6 次行財政改革実施計画においても、小学校再編の取組推進を継承し、児童の推移と学校運営の流れ、地域の意向を確認しながら、階上小学校の統合について、令和 2 年度から 6 年度までの期間で検討することとして計画し、これまで取り組んできたところでございます。

また、令和５年第３回定例会での一般質問において、大下議員から、「階上小学校の統合について議論し、進めていただきたい」と、ご意見が述べられており、同年第４回定例会における一般質問では、小松議員から「階上町の小中学校は中学校１校、小学校１校に統合してはどうか」とのご質問をいただき、当時の丸岡教育長が、「児童生徒数の見通しを注視し、子供達の最適な学習環境を最優先に考え、今後も保護者及び地域の方々の声を聴きながら、総合的かつ柔軟性をもって、対応してまいります」と答弁したところでございます。

そのため、階上小学校に係る統合の検討については、先ほど述べました学校適正配置検討委員会設置が基本的には発端となりますが、近年、急激に進む少子化とそれに伴う階上小学校児童の減少、また、議員からのご意見、ご質問等を踏まえてのこととなります。

なお、階上小学校統合に係る教育委員会の会議日数や日時、内容については、階上小学校統合に係る直接的なものとしまして、令和６年２月１４日に開催しました令和６年第１回教育委員会会議での階上小学校に係る統合についての協議、報告及び令和６年８月２６日に開催しました令和６年第５回教育委員会会議での階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案の提案となります。

最後に、階上小学校統合に関して４名の教育委員の意見は全員一致して令和８年度に統合すべきかとの意見か。ほかの意見があったのかについての件であります。先ほど述べました令和６年第５回教育委員会会議において、階上小学校を令和７年度に閉校することに伴い、議案として階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について提案したところ、ご異議等はありませんでした。

以上でございます。〔教育長着席〕

○７番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、７番、大下修君。

○７番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

時間ありませんので、簡潔に述べさせていただきます。

一番最初の指定管理者なんですけども、まず検証すること、また、監査すること、非常に大切かと思えます。

道の駅の利益。昨年度、令和５年度ですね、最高売り上げです。２億５,５００万円。ハマの駅１億２,５００万円の売り上げ。税引前利益過去最高です。８００万円です。

上げる必要があったのかなぁ。結果を見てから検討してもよかったんじゃないのかなぁというふうに思います。

この辺を、大事な税金ですので、お願いしたいと思います。

階上小学校に関わる統合についてですけども。情報の出し方、これは階上小学校だけではありません。今度提案している役場の隣接の件ですけども、どういうことかということ、新聞記事によると、我々に提示している情報と重複している部分は良いんですけども、我々にない情報が新聞から我々に入ってきます。

例えば、昨日の新聞ですと、隣接の土地の取得、図書館ですけども、こういうものは、全員協議会で我々に説明してないんですよ。土地の取得しなければならないよっていうことを。でも、新聞ではそういう情報を出してるんですよ。新聞社にはそういう情報が行っても我々には来てない。

例えば、学校もそうです。21年度から保護者、地元関係者を交え統合に向けた協議を本格化。そういうことは、我々に来てない。今年の1月22日に初めて統合しますよと。そしたら、今年度から赤保内小と合同の遠足など各種交流を開始しています。この情報も、我々に来てないんですよ。

地元等を協議して、地元の議員も参加してと新聞に書いてあります。新聞は2社あるんですけどもね、それぞれどういうふうにやってるかちょっと分かんないですけども。

そういう情報が私に、私どもには来てないんで、その辺お願いします。それともう時間がありますので、情報はきちっとですね。この小舟渡小学校でもそうです。仮にですね、先ほど財産を挙げました。財産のことも我々には来ておりません。こんだけの評価ですよと。

大蛇小学校、例えば大蛇52番、浜久保265の不動産鑑定評価5,500円から5,600円です。なぜ大蛇小学校だけが1,300円なのでしょう。ハマの駅は2千円です、ハマのすぐところが。なぜそれよりも大蛇小学校が低いのか。小舟渡小学校もそうです。沢前戸地区では6千円弱です。芋ノ窪付近も5,400円ぐらいですよ。なぜ小舟渡小学校が1,800円なのか。

学校にかかる経費もそうです。今、15万かなんぼって言いましたけども、我々に説明したときには年間200万ですよ、令和3年度の実績ということで。

どうか我々に伝わる情報が公正で適正なものであるようにと、お願いしたいと思います。

以上をもって、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。〔大下議員着席〕〔傍聴席からの拍手〕

○議長（長根岩夫君） ただいまく時間を知らせる音＞発言時間が来ましたが、
も、町のほうで答弁できるものについては、発言を許します。

○7 番（大下修君） 質問じゃないですよ。

○議長（長根岩夫君） 質問じゃない。意見で終わりですか。

○7 番（大下修君） はい。

○議長（長根岩夫君） そうですか。そういうことで。

以上で 7 番、大下修君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、9 月 13 日午前 10 時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午後 12 時 55 分）

令和6年第5回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和6年9月13日（金曜日）

令和6年第5回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和6年9月13日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|----------------------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和5年度決算の認定について |
| 日程第 2 | 報告第 1 号 | 令和5年度健全化判断比率の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 | 令和5年度資金不足比率の報告について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 令和6年度階上町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 令和6年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 令和6年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第 6 号 | 令和6年度階上町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第 8 号 | 令和6年度階上町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第 9 号 | ハートフルプラザ・はしかみエアコン設置工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 中央体育館改修工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第11号 | 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第15 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋	美加佐	君	2番	渡部	高明	君
3番	中島	孝一	君	4番	熊谷	道雄	君
5番	小坂	正年	君	6番	下沢	育男	君
7番	大下	修	君	8番	小松	雅彦	君
9番	上道	二三男	君	10番	森	榮吉	君
11番	林	貢	君	12番	百目木	和俊	君
13番	大江	和夫	君	14番	長根	岩夫	君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷	憲輝	君	副町長	澤田	充	君
教育長	濱浦	幸夫	君	総務課長	地代所	誠	君
総合政策課長	茨島	俊行	君	税務課長	大谷地	尚子	君
町民生活課長	上	厚子	君	すこやか健康課長	平戸	由紀子	君
介護福祉課長	古川	明美	君	産業振興課長	西山	圭一	君
建設課長	小笠原	博文	君	教育課長	中屋敷	司	君
会計管理者	濱浦	孝子	君	代表監査委員	境	栄治	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐京	実	君	庶務	G L	野沢	香織	君
総務課主査	花生	智紀	君					

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） 会議に先立ち、お願いがございます。

傍聴席の入口に掲示してあるとおり、傍聴席は議場の一部ですので、議会傍聴規則により、拍手等は禁じられております。

ご協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎認定第 1 号議題、質疑、討論

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、認定第 1 号 令和 5 年度決算の認定についての件を議題といたします。

この際、代表監査委員より、ただいま議題となっておりました件についての監査報告の申し出がありますので、これを許します。

○代表監査委員（境栄治君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、代表監査委員、境栄治君。

○代表監査委員（境栄治君） はい。〔代表監査委員登壇〕

議会議長のお許しがありましたので、下沢育男監査委員と実施いたしました、令和 5 年度決算審査の概要について、ご報告させていただきます。

地方自治法の諸規定により、町長から審査に付されました、令和 5 年度階上町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算及び健全化判断比率等の審査を、8 月 1 日及び 2 日の 2 日間実施いたしました。

決算審査及び健全化判断比率等の審査に当たりましては、提出されました各会計歳入歳出決算書、同じく事項別明細書、同じく実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各資金の運用業況を示す書類など、関係諸帳簿及び証拠書類とを照合し、計数の正確性、会計処理の適法性、財産の適正管理及び運用の効率性など重点を置き、照合精査し、更には各課長及びグループリーダーから出席をいただき、詳細に聞き取り等の確認を行い、審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された決算書等は、関係法令に基づき調整されており、誤りがないものと認められました。

令和５年度は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが５類感染症に移行し、社会経済活動が正常化する一方で、円安や原材料費等の高騰の影響で、エネルギーや食料品等の価格が上昇し、日本経済に大きな利益をもたらした一因でありました。

本町においては、物価高騰の影響を受けている町民生活の支援や事業者等の支援のため、新型コロナウイルス感染症対応事業や物価高騰対応事業を実施したほか、マイナンバーカード行政サービスオンライン化事業では、各種証明書等の交付について、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等でも取得できるほか、転入等も移動手続の時間短縮と、窓口の混雑緩和のための異動受付支援システムの導入によって、町民のより一層の利便性向上が図られました。

ポストコロナ社会においては、人口減少や少子高齢化などの進展による多様化、複雑化する課題を解決していくため、町が行う施策事業については、広く町民の意見を反映させて立案実行していくとともに、その評価を行い、適切に進捗管理を行っていくことが重要であります。

最小の経費で最大の効果を上げるためにも、日々の行政運営、財産、財政運営の経費を見直しを繰り返し、新しい生活様式や新しい資本主義といった新たな考えも取り入れ、町民、議会、行政が一つとなり、連携協力しながら、ともに地域サービスを支え合う協働のまちづくりをより一層推進していくことを期待いたします。

以上で、令和５年度階上町一般会計並びに各特別会計の決算審査の報告とさせていただきます。令和６年９月１３日、代表監査委員 境栄治、監査委員 下沢育男。以上であります。〔代表監査委員降壇〕

○議長（長根岩夫君） 以上で監査報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○５番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。

○5 番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

5 番、小坂正年です。私からは 2 点ほど質問させていただきます。

令和 5 年度決算書の 93 ページ、3 款 3 項 2 目 19 節。子どものための教育・保育給付費ですが、5 億 2,575 万 3,934 円と、令和 4 年度より増額となっていますが、その推移の詳細を教えてくださいと思います。

2 点目ですけども、141 ページの 10 款 1 項 3 目 12 節。石鉢小学校校舎耐力度調査委託料 932 万 8 千円とありますが、その調査結果と、現在使用している学校を改修することになると思いますので、その対応をどうするのか、教えてくださいと思います。

以上 2 点、よろしくお願いをいたします。〔小坂議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、小坂議員の 1 点目のご質問にお答えいたします。

子どものための教育・保育給付費は、国が定める公定価格をもとに、保育所等に施設型給付費として、毎月支弁しているものでございます。

公定価格は、人件費、事業費、管理費等について対象となる費目を積み上げて算定されており、近年は毎年度増額改定されております。

令和 5 年度の給付費が、令和 4 年度と比べて 2,518 万 6,172 円の増額となった主な理由といたしましては、令和 5 年 12 月 6 日付で告示された公定価格が、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となる保育士・幼稚園教諭等の人件費を 5.2%程度引き上げ 4 月 1 日に遡及して適用されることとなったためでございます。

また、各月の利用児童延べ人数は、令和 4 年度の 4,584 人に対し、令和 5 年度は 4,462 人となり、122 人の減少となっておりますが、1 人当たりの単価が高い教育認定児童数が増えていることも、増額となった理由となります。

以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

私からは、石鉢小学校校舎耐力度調査委託についてお答えいたします。

本調査は、築 40 年を経過する石鉢小学校の学校施設が改修に耐えられるか。また長寿命化計画における目標耐用年数 80 年の使用が可能かを判断するため実施し、耐力度を数値化するものとなります。文部科学省の基準では、評価点数 1 万点中 4,500 点が改修可能かどうかを判断する一つの指標となっており、4,500 点以上であれば改修が可能となります。

調査の結果、校舎北棟が 4,777 点、校舎南棟が 5,499 点、体育館が 4,266 点となり、この耐力度調査の結果を受け、校舎の北棟については、長寿命化改修。校舎の南棟については、校舎建物には手を加えず、トイレ等の改修。体育館については、評価点数が 4,500 点未満のため、改修不能と判断し、建て替えとすることとしたところでございます。

今後の施設の対応ということでございますけれども、令和 7 年度から工事を行うこととしており、校舎は使用可能となりますが、体育館は取り壊し、新築することとなり、工事期間中は体育館での体育の授業を始め、学習発表会や式典などの行事を行うことができなくなりますので、その間、石鉢ふれあい交流館や町内の町立体育館等を優先的に使用していただくことで、対応したいと考えております。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。

○5 番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

5 番、小坂正年です。

1 点目の子どものための教育・保育給付費ですけれども、詳しい説明をしていただきました。ありがとうございます。

2 点目の石鉢小学校ですけれども、現在使っている学校の改修ということになりますんで、子供達に不便のないように検討していただき、進めてもらえればと思いますんで、よろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。〔小坂議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかにございませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。〔大下議員起立〕

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。よろしくお願いします。何点か質問させていただきます。

認定第 1 号決算認定について。令和 5 年度歳入歳出決算書の一般会計でお願いします。ページ数がまたがることから、分からないところがあったので通告させていただきました。申し訳ありません。そこに、フォレストも追加させて質問させていただきます。

階上町には道の駅、ハマの駅、わっせ交流センター、フォレストと 4 つの観光施設があります。令和 5 年度にこの 4 つの施設とハートフルプラザ、福祉協議会に歳出した、大きく分けて分けることができればそういう分け方で構いません。そういう項目で構いませんので、金額と総額を伺います。

2 点目は、決算書の財産に関する調書で 288 ページからです。財産に関する調書には金額が記載されていない項目があります。しかし、令和 4 年度の公会計の財務処理には金額等が記載されております。なかなか、これを全部見てパソコンにエクセルに打っていくのは容易でなく、打ち込むことができませんでした。そこで伺います。

まず 1 点目の公有財産。公有財産に（1）に土地及び建物の区分ごとの財産とあります。その財産金額を伺います。

（2）に山林の土地の権利の区分があります。その区分ごとの推定蓄積量の財産金額を伺います。

最後に、2. 物品とあります。この物品の合計財産金額を伺います。

3 点目ですけども、決算書の 13 ページ。歳入 1 款の町民税。町民税のところに、不納欠損額 305 万 2,717 円とあります。現年課税分及び滞納繰越分ともに、昨年度より増加しています。要因と件数。また、昨年対比増加件数を伺います。

同じくその下に、固定資産の不納欠損額が 278 万 7,180 円とあります。町民税と同様です。昨年よりも回収できない金額が増加しています。要因と件数、昨年対比増加件数を伺います。

同じく 14 款の手数料の不納欠損額が 10 万 1,941 円あります。これも昨年より増加しています。何の手数料なのか、増加した内容を伺いたいと思います。増加要因、件数、昨年対比件数を伺います。

37 ページ、17 款の中段にある不動産支払収入 109 万 5,022 円であります。不動産とは土地でしょうか。土地であれば、何平米でしょうか、どのような不動産なのか、内容を伺います。

52 ページ、2 款 1 項 1 目 3 節。職員手当の時間外勤務手当 1,372 万 814 円とあります。残業の時間と単価を伺います。主な要因もあわせてお願いします。

次に、漁業集落排水事業特別会計について伺います。決算額については公会計になったので伺いませんけれども、主要施策成果説明書 106 ページをお願いします。概況で処理区域内人口及び加入人口が減少しています。当然比率も減少します。使用料、手数料も減少します。町ではこの現象を令和 5 年度の一過性と捉えているのかどうか伺います。

次に、公共下水道特別会計について伺います。同じく主要施策成果説明書の 116 ページをお願いします。処理区域人口が増加しているにもかかわらず、加入人口が減少して、それに伴い加入率の減少も著しく顕著です。ますます赤字が拡大し、一般会計からの財源が必要になるのではと危惧しております。漁業集落排水事業と同様、一過性かどうか。どう捉えているのか。確認したいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 分からないところは紙に書いてよこす。時間かかっても良いから、ちゃんと。うん。

〔答弁を取りまとめ中〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。決算書の掲載順で、ご回答申し上げます。

まず 6 款 1 項 10 目。農村活性化センター フォレストピア階上になりますけども、維持管理に要する費用総額は 252 万 2,726 円となっております。

次に 6 款 1 項 11 目。わっせ交流センターの維持管理に要する費用総額は 1,149 万 9,172 円で、5 年度は 7 款 1 項 7 目 18 節の指定管理施設物価高騰対策支援補助金のうち、61 万 8 千円を交付しておりますので、合わせて 1,211 万 7,172 円となります。

次に 6 款 3 項 4 目。階上ハマの駅あるでい～ばの維持管理に要する費用総額は、3,052 万 3,308 円で、わっせと同様、5 年度は 7 款 1 項 7 目 18 節の指定管理施設物価高騰対策支援補助金のうち、96 万 7 千円を交付しておりますので、合わせて 3,149 万 308 円となります。

最後になりますが、7 款 1 項 4 目。ふるさとにぎわい広場の維持管理に要する費用総額は、1,430 万 6,074 円で、5 年度は 7 款 1 項 7 目 18 節の指定管理施設物価高騰対策支援補助金のうち 124 万 4 千円を交付しておりますので、合わせて 1,555 万 74 円となります。

なお、ふるさとにぎわい広場につきましては、国より情報館等維持管理事業委託金 261 万 2,872 円と、指定管理者からの納付金 255 万 752 円と合わせて 516 万 3,625 円の歳入がありますので、差し引きますと維持管理に要する費用総額は 1,038 万 6,449 円となります。

産業振興課関係施設につきましては、以上でございます。〔産業振興課長着席〕

○介護福祉課長（古川明美君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、介護福祉課長、古川明美君。

○介護福祉課長（古川明美君） はい。〔介護福祉課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。決算書の掲載順で、ご回答申し上げます。

私からは、ハートフルプラザ・はしかみの施設維持管理にかかった費用の総額について、お答えいたします。

令和 5 年度の決算におけるハートフルプラザ・はしかみ管理費は 1,762 万 7,570 円で、指定管理者物価高騰対策支援補助金 129 万 6 千円と合わせまして合計 1,892 万 3,570 円となっております。

説明は、以上でございます。〔介護福祉課長着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、大下議員のご質問の中の 288 ページの公有財産に係る部分について 4 点ほどございましたけれども、一括してご答弁させていただきたいと思います。

財産に関する調書に関しましては、地方自治法施行規則第 16 条の 2 の規定に基づく様式に準拠して作成されておりますので、金額の記載はございません。現時点で金額を公表しているものは、国の統一的基準で計算された財務諸表の貸借対照表となります。貸借対照表の直近のデータは、令和 4 年度分で令和 5 年 3 月末時点のデータとなりますので、その金額を参考としてお伝えさせていただきたいと思います。

まず、土地に関しましては、金額は 30 億 6,300 万円でございます。うち、山林につきましては固定資産台帳という元表がございますけれども、そちらのほうで 700 万円となっております。建物に関しましては 50 億 5,100 万円。立木竹に関しましては、8,600 万円。物品に関しましては 2,800 万円となります。なお、物品につきましては 1 件 50 万円以上を対象としてございますので、その点のご留意願いたいと思います。

また、この財務諸表につきましては、国の指示によりまして、町のホームページのほうに掲載させていただいております。

次に決算書の 37 ページ。不動産売払収入の、どのような不動産であったかというふうなご質問であったかと思います。

令和 5 年度は、2 件の土地を個人の方に売却してございます。1 件目の地積、面積のほうは 345 平方メートルでございます。もう 1 件は、面積は 7.05 平方メートルでございました。こちらのほうを合算しますと 352 平米となりまして、先ほどの決算書の 288 ページの土地の増減のところに出てくる 352 平米と合致することはお伝えさせていただきたいと思います。

私のほうからは、以上でございます。〔総合政策課長着席〕

〇7 番（大下修君） 不動産を売ることになった動機は分からないか。

〇総合政策課長（茨島俊行君） 失礼しました。〔総合政策課長起立〕

まず、345 平米のほうですけれども、以前から普通財産として貸し付けをしてございまして、そちらのほうは、個人の方が事業の用地としてお使いになっておられました。その部分に関しましては、個人の方とお話させていただきまして、個人の方が「不動産を売り払ってほしい」というふうなお話がありましたので、そういう相談に応じた形となっております。

もう 1 件の 7.05 平米のほうも個人の方が、町の土地の隣に建築物を建設するというふうなことがございまして、その部分の隣接地である町の土地の部分の一部を、本人の土地として購入したいというふうな申出がございましたので、それに対応したものでございます。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問の職員の時間外手当の部分についてご答弁をさせていただきます。

まず、単価ということでございましたけども、職員個々によって単価は異なりますけども、平均するとおおよそ2,450円程度となります。時間数にいたしますと5,600時間ぐらいというところでございます。

あと、主な理由というところでございますけども、まず事務の多様化等々の対応によって職員のほうに負担がかかっているというところもございますけども、大きな理由としては職員数が前年度に比べて若干減少しているというところでございます。個々の退職理由とかそういうものについては申し上げられませんが、職員数が減ったことのリカバリーのために時間が発生しているというふうなところでございました。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

私からは、大下議員の漁業集落排水事業及び公共下水道事業における処理区域内人口の減少は一過性のものなのかどうかのご質問についてお答えいたします。

全国的にも問題となっておりますように、漁業集落排水事業においても人口減少が進んでいくものと思っております。

次に、公共下水道事業についてですが、処理区域が増えることで、処理区域内の人口は供用開始した分増えるものと考えておりますが、全体的には漁業集落排水事業と同じように減少していくものと考えております。

また、これにより加入率も変動していくものと考えております。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、私のほうから不納欠損の件のことにつきましてご説明申し上げます。

まず、不納欠損でございますが、地方税法では、税の徴収権の消滅の規定がございます。まずは時効によるもの、それから執行停止が３年継続したものというものがございます。

その執行停止の中には、滞納処分できる財産がないとき、滞納処分することによってその生活を著しく窮迫する恐れがあるとき、滞納処分ができる財産が不明であるとき、が停止の要件となっております。

それらの徴収権の消滅分が、不納欠損ということになってございます。

ご質問の町民税の不納欠損の件数でございますけれども、77 件でございます。

それから、固定資産税に関しましては、100 件でございます。

こちらも全て今の要件に該当したものとしまして、不納欠損の処理をしております。

それから、督促手数料の件数でございますが、187 件でございます。

以上です。〔税務課長着席〕

○7 番（大下修君） 要因を回答していただけていない。前年度から増加した件数も答えてもらっていない。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、要因でございますが、先ほどご説明した不納欠損にかかる徴収権の規定に沿ってございますので、例えば生活の困窮であるとか、そういうところが一番の要因であります。

それから、増減でございますが、令和４年と令和５年の比較でございますけれども、町民税に関しては 40 件、それから固定資産税に関しては 34 件でございます。

以上です。〔税務課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。〔大下議員起立〕

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。ご回答ありがとうございます。再度質問させていただきます。

町民税、不納欠損額。また、固定資産税。この 2 点について質問させていただきます。

今まで減少傾向にありましたが、今年度増加しております。件数も大幅、40 件増加したということ。固定資産税については 34 件ですか。という回答をいただきました。大きな数字かと思っております。これの時効等はおおよそ予想できることかと思います。

令和 6 年度、また今後、どのように推移していくのか。

また、それらを回避するための方法があれば、伺いたいと思います。

残業手当ですけれども、これについては今年度補正がありますので、こちらのほうで質問させていただきます。

漁業集落排水特別会計ですけれども、人口減少ということで、今後もそういう傾向が見込まれるというお話でした。今後、そうすると減少する。使用料手数料等を補う財源を伺います。

例えば、受益者の方々に負担してもらうために値上げをすとか、一般会計のほうから繰り入れて、一般町民の財源を下水道に持っていくのか、どう考えているのか。その辺について伺いたいと思います。

また、2 点目として、これらの減少は監査報告でもよくあることなんですが、経営戦略にということでご指摘があるかと思えます。経営戦略にこの赤字を加味していたのかどうか。伺いたいと思います。

3 点目です。特に漁業集落排水事業ですけれども、もうこの事業はほぼ終了した事業であります。人口は今後減る一方ではないのかなあと理解しております。水洗便所設置済み人口は 458 人です。急激に人口が減少する時期に近づいております。老朽化設備もそのように考えております。

例えば、この事業の継続廃止をどのように考えているのか、検討するのか。人口なのかどうか。100 人になっても継続していくのかどうか。例えばですね、今までつないでいた家が空き家になったり、更地になったりして、そこまでつないでいた配管等はどうなるのか。撤去するのか、原状復帰するのか。この辺についてはどうなっていくのか、確認したいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

〔答弁を取りまとめ中〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず不能欠損の要因といたしましては様々あると思います。コロナの影響、それから今後もですね、物価高騰の影響等考えられます。これらに注視しながら、私どもとしては、まず電話の催促であるとか臨戸訪問。それから、夜間の相談を行いながら。それと関係機関ですね、県とかあと滞納整理機構等と連携をとりながら、なるべくこの不納欠損のを増やさないようにしていける努力をしてまいりたいと思います。

以上です。〔税務課長着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

私から、何点かの質問ありました件について、お答えいたします。

まず、漁業集落排水の件で人口減少した中で、今後、財源をどう考えていくのかについてでございますけれども、こちらにつきましては、基本的な考え方としまして、使用料金の増収を図り収支の均衡が図れるよう取り組んでいくとともに、5年ごとに経営戦略の検証、改定を行い、経営の健全化、安定化に努めてまいりたいと考えております。

次に、経営戦略の中で赤字を加味していたのかどうかについてですけれども、こちらにつきましては、人口減少を考慮しまして、経営戦略を考えております。

それから、漁業集落排水が、今後、継続するのか、廃止するのか、どのように考えているのかについてでございますけれども、こちらにつきましては、まずは、施設の有効利用を図りながら、経営戦略等を加味して、今後、経営の健全化、安定化を図りながら事業を進めていきたいと考えております。

また空き家になった配管をどうしていくのかについてですけれども、こちらについては、この空き家がどのように使われていくのか、使われないかによって判断が必要になるかと思っておりますけれども、まずは、そのままの状態に残して、次の方が使えるのであれば使っていくということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

ご答弁ありがとうございます。

不納欠損ですけれども、1 年ごとに欠損額が決まっていくわけではございません。確か 5 年だったような気がしますけれども、今のお話を伺っていると、どうも先の見通し、大体 2 年後、3 年後にはどうなるこうなる。5 年間というのが分かるかと思えます。

やはり近い将来です。そういうものを見通して、どう対応するか、大事な税金です。使い方もそうですが、入りを量りて出するを為すという言葉もありますけれども、入りをきちっと公平に量ることも大切かと思えます。

その辺を加味して、質問はしませんけれども、業務を進めていただきたいと思います。

下水道事業もそうですし、公共事業もそうですけれども、経営戦略、経営戦略と良くおっしゃいます。下水道事業は、下水道、漁業集落排水も、その事業で恩恵を受ける方々が、経営していくのが基本かと私は思ってます。

しかし、その方々で事業を経営することは、ほとんど困難であります。そうすると、町民からいただいた税金をそこに注入していくというんですか、使っていくしかないかと思えます。

今の答弁ですと、経営をきちっとしていくと言いますけれども、経営戦略のお話はもう 5 年も前から何回もお伺いしております。

だからといって、今ある方々の使用料等を値上げしたら、ますます加入者が減少していくのではないかなと思えます。

これは私の持論ですが、今認可をいただいている 40%のところで、その前の段階で一度立ち止まって、この事業を検証することが大事なのではないかなあと思っております。

経営戦略を何回も何回ももうお聞きしましたけれども、なかなか、経営戦略どおりには行っておりません。20 数億、21 億円になるかならないかの借金の累計もございまして、この事業の。

答弁をいただきますと、この事業を返済するのには、受益者の方々はもちろんですが、一般町民からも負担していただければならないというふうな答弁をいただいたと理解しております。

あえて質問ではありませんけども、なんていうんですかね、将来のことを、遠い将来ではありません。近い将来です。3年先、5年先。ここをもう少し考えて、それこそ監査委員からの報告もあるとおり、少ないお金で最大の効果を出すように、お金の使い方を考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決算は、認定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、令和5年度決算は、これを認定することに決定いたしました。

◎報告第1号、第2号一括議題、質疑

○議長（長根岩夫君） 日程第2、報告第1号 令和5年度健全化判断比率の報告についての件及び日程第3、報告第2号 令和5年度資金不足比率の報告についての件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告第1号の件及び報告第2号の件を終了いたします。

◎議案第1号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 4、議案第 1 号 階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 1 号 階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 5、議案第 2 号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

議案第 2 号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について質問させていただきます。

昨日も一般質問で話させていただきましたが、階上小学校を令和 8 年度で閉校にするという条例かと思っております。

あまりにも急で、議会に丁寧な説明が十分になされていないと思うのであります。私だけかもしれませんが、信頼できる情報とは何か、正しい情報が分からない。町が意図した方向に誘導されていると思うからです。これは、ほかの委員会、審議会でも言えることのように思えて仕方がありません。

そこで伺います。この条例、一部を改訂する条例の制定について、なぜ今回の 9 月議会に提出したのか。その理由を伺います。

例えば、スケジュール的に 12 月議会に提出していただいて、議会の人達が疑問に思っていること、または、新聞に掲載されたこと、我々に説明がないことを議員に説明する時間があっても良いのではないかなあと思っております。

まず、9 月になぜこれが提案されたのか、その理由を伺います。〔大下議員着席〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

昨日の一般質問で、貴重なご意見、頂戴いたしました。

今後も色々な形で議員さん方には情報提供をしていきたいということで考えておりますので、ご了承いただければと思います。

それでご質問の、なぜ今回なのかというご質問かと思えます。それについて、私のほうから若干簡単ですけども、お答えさせていただきます。

私どもは階上小学校の統合についてはですね、保護者から一定の了解を得て了承していただいたと考えまして、前回の 6 月 10 日の議員全員協議会においてですね、階上小学校に係る統合について、閉校年度もお示しして、教育委員会の方針を説明させていただいたことでございます。

その議員全員協議会では、教育委員会の方針に対して、大下議員のほうからご意見等がございましたけれども、全体的に反対の意見が出されなかったということから、議員の皆さんからもご了承いただいたということで判断しまして、本定例会に改正条例案を提出したものでございます。なお、参考にですね、東部小学校ですね。道仏、大蛇、小舟渡の統合の際と比較いたしますと、令和 3 年の 4 月 1 日に統合につきまして、令和元年 12 月定例会に廃止条例を提案してございます。施行日から約 1 年 3 か月前ということになります。

今回、階上小学校につきましては、8 年の 4 月 1 日施行ということで議案のほうにはついておりますけれども、今回、令和 6 年 9 月定例会に提案したということに

なればですね、施行日から約 1 年 6 か月前ということで、東部小学校と比較しても、一つの定例議会、約 3 か月程度早いものということで、私どもはほぼ同時期と考えているところでございます。

これにつきましては、私の考えとしましては、教育はスピード感をもって対応していきたい。やはり子供ファーストということも考えていきたいということで、色んな説明を全員協議会のほうでもさせていただきましたし、昨日の一般質問でも答弁させていただいたところでございますので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。〔教育長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい、ありがとうございます。〔大下議員起立〕

○???? 教育はスピードか。

○7 番（大下修君） なかなか、考えさせられる答弁でございます。

1 年半前からということですが、その辺も、私も全員協議会の資料を調べさせていただきました。この統合の話は、今年の 1 月 22 日です。その前は一般質問であったかもしれませんが。色んな、そこでの答弁があったかもしれませんが。ただ、この統合に関しての説明は 1 月 22 日が始まりだと私は思っています。全員協議会の資料には、この統合に係る資料はありません。そう私は言い返しております。その辺の見解の違いもあります。

そして、1 月の 22 日の資料には、「赤保内小学校と協議いたします」「保護者とも保護者会を開催します」「地域住民とも」ということの 3 つが今後の方針として出されていました。2 番目については伺っております。1 番目と 3 番目については伺っておりません。ただ、新聞では赤保内とも協議しました。地域の議員を含めた角柄折、鳥屋部とも地域懇談会ですか、開催しました。という新聞報道です。

教育というものは、非常に大事だと私も思います。皆さんもそう考えていると思います。

ただ、そこについての考え方が色々違うと思いますけども、やはり情報というものを、きちっと我々住民の代表にも伝えていただきたいと思います。良い情報なのか、都合の良い情報なのか、そういう小舟渡小学校もそうですけども。また、図書館等もそうですけども。進めるための良い情報だけで、思わしくない情

報は伝わっていないような気がします。私は「はて?」「なぜ?」、と思って色々勉強させていただいております。

そこで伺います。階上町の教育委員会の組織図や会議の開催日時、議案番号、議案等の記録があるのかどうか伺います。

また、保護者会や地域懇談会などの議事録があるのかないのかも伺います。

また、この閉校が1年半前から議論してきたとしておりますが、教育の投資に何千万というお金を石鉢小学校だけでもかけております。はたして、二、三年でなくなる学校に3千万近いお金を使っても良いのだろうか、と私は思います。去年も、何回も言うようですが、物品を3千万かけて購入しております。もう、令和8年からは使いません。無駄じゃなかったのかなあ、小舟渡小学校や大蛇小学校の良い椅子机があったら、持っていけば良いんじゃないのかなあと思います。

そして、今年度、学校教育環境DX事業の予算があります。この事業に階上小学校が入っているのかどうか。入っているのであれば、項目や金額等を伺いたいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の教育委員会会議の記録等々あるのかということでございますけれども、こちらですね、記録は残しております。

また、保護者の説明会とかですね、そういったものの議事録等々もこちら残している、作っているということでございます。

また、物品の関係の昨年度、椅子の購入を例に出されましたけれども、こちらですね、階上小学校に同じような机椅子ですね、いれてるわけでございますが、こちら統合後も赤保内学校に移動して使うということになります。

最後、DX事業になりますけれども、こちら当然、児童全員の教育を等しく受けさせるというふうなことを考えておりますので、申し訳ございません。金額の内訳についてはちょっと持ちあわせてはございませんけれども、階上小学校も当然入っているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

ありがとうございます。

情報開示というんですか。議事録等、会議録等があるということですので、これらは、ホームページに記載されているかどうか分かりませんが、南部町などは私も常にチェックしているわけではないんですけども、第何百だったか何十何回教育委員会会議、何月何日行っただと。報告事項が何件、議案事項何件というふうな記録をですね、ホームページに掲載しております。

我が町はどうなのか。ないような気がするんですけども。その辺はホームページに掲載していただけるのかどうか。

また、タイムリーにホームページに記載していただけるのか。

また、情報開示。色々申し訳ありません。役場のほうに言っても、なかなか時間がかかって、もう最近はまだ情報開示だけで、私、情報をいただくことができないので、情報開示請求だけさせていただいております。この情報開示をしていただけるのかどうかを確認して、この件についての質問を終わります。〔大下議員着席〕

〔大下議員起立〕

すいません、もう 1 点ありました。

質問だけで終わりますので、討論はございませんので前もってお話しさせていただきます。〔大下議員着席〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、大下議員のご質問、ご意見に対して私のほうから最後答弁させていただきます。

まず質問のほうですけども、議事録等はホームページに掲載してございます。若干時間かかるときもありますけども、ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧くださいと理解しております。ですので情報開示につきましては、ホー

ムページを見ていただければ分かりますので、情報開示は必要ないのかなぁということ考えております。

それから、先ほど２回目の質問の際に、色んな見解の違いということがございました。これにつきましては、私ども、議員さんと正しい情報をだけではなくて、色んな情報をですね、皆さんのほうに提供しながら、今後も主要なプロジェクトについては、進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

説明は以上です。〔教育長着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第２号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第６、議案第３号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第３号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第7、議案第4号 令和6年度階上町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○5番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、小坂正年君。

○5番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

5番、小坂正年です。

私からは、補正予算説明書の5ページ、3款3項2目。児童福祉費、保育料無償化補助金、保育施設等給食費助成金について、お伺いをしたいと思います。

この補助金と助成金の対象者数と開始時期をお伺いしたいと思います。

そしてまた、町外の保育園に通園している児童も無償化等の対象となるのか。お伺いをしたいと思います。

前回、私が質問をしましたが、早速予算を盛っていただきましたことに感謝申し上げます。

以上、質問よろしく願いをいたします。〔小坂議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、小坂議員の質問にお答えいたします。

0～2 歳児の保育料無償化事業の対象者は、117 人を見込み、3～5 歳児の保育施設等給食費助成事業の対象者は 252 人を見込んでおります。

事業開始時期は令和 5 年 10 月 1 日からとなり、10 月分からの保育料及び給食費が対象となります。

本町に住民登録している児童であれば、町外の保育施設等に通園している児童も同様に事業の対象としてまいります。

以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。

○5 番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

5 番、小坂正年です。説明ありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。〔小坂議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

申し訳ございません。先ほど事業開始時期を令和 5 年と申し上げましたが、令和 6 年 10 月 1 日からとなります。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。〔すこやか健康課長着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○6 番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6 番、下沢育男君。

○6 番（下沢育男君） はい。〔下沢議員起立〕

6 番、下沢育男です。私のほうからは 1 点お聞きしたいことがございます。

6 年度補正予算説明書、7 ページ、8 款 5 項 3 目。土木費のほうですけども、こちらの鳥屋部農村公園駐車場トイレ改修工事について、お伺いいたします。

今回改修工事設計管理委託料の 18 万 7 千円の減、それから工事費 64 万 4 千円の増で補正をしたようですが、この事業の契約等はお済みでしょうか。まだでしたらいつ頃になるのか。

また、工事着工と完了予定はいつごろになりますか、お伺いいたしたいと思います。

以上です。〔下沢議員着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、下沢議員のご質問にお答えいたします。

本事業は、環境省の自然環境交付金を活用して、改修工事を実施するものですが、当初の積算時よりも物価高騰の影響があったことから設計管理委託費の入札残などを調整して、工事費の確保をするため、補正したものです。

工事着手につきましては、本定例会で議決をいただいたあと、できるだけ早く入札を行い、契約、工事に着手してまいりたいと考えております。工事完了は令和 7 年 2 月を予定しております。

答弁は、以上でございます。〔産業振興課長着席〕

○6 番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6 番、下沢育男君。

○6 番（下沢育男君） はい。〔下沢議員起立〕

6 番、下沢育男です。ご回答ありがとうございます。

工事完了予定は 7 年 2 月ということで冬期間になるわけなんですけども、最近は冬期間も登山者等があり、使用できないということは不便になりますが、仮設トイレ等の準備等はお考えでしょうか。

ご回答いただきまして、以上、質問を終わります。よろしくお願いします。

〔下沢議員着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、下沢議員の質問にお答えいたします。

冬期間中は、トイレが利用できなくなりますので、仮設トイレの設置を予定しております。

また、フォレストピア階上施設内のトイレも営業時間と限定されますけども、利用させていただく予定としております。

なお、仮設トイレの設置につきましては調査といいますか、観光客の方に広く周知してまいりたいと考えております。

答弁は、以上でございます。〔産業振興課長着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

説明書をお願いします。5 ページ、2 款 1 項 1 目 3 節。時間外勤務手当 800 万計上しております。当初予算で 1,200 万計上しておりました。今 9 月、大体半年たったわけですが、それがなくなって追加して、800 万計上することかと思えます。また、不足するのかどうかは、12 月議会、3 月の補正になるかどうか分かりませんが、昨年の実績が 1,300 いくら。昨年の実績も過去に例のない増加率でした。残業することが、しなければならないことがどうなのかということです。

残業時間のこの管理というものは重要です。私は、昭和生まれで私達の時代はほぼブラックといいましょうか。繁忙期 100 時間以上残業しても、二、三十時間しか月ですね、つけなかったと。タイムカードを早い時間に押して、申請して承認してもらおうと。会社の暗黙のルールのような、そんな時代でした。監督署に入られたときに説明がつくようにというような配慮だったと思います。

どうか分かりませんが、当町においても、ハマの駅の立ち上げのとき、担当のリーダーだった方がお亡くなりになりました。あとで聞くと大変お忙しく働いていたと、残業時間はどうだったのか、というお話をよく聞きます。

事実かどうかは分かりません。本人の健康管理もあったことでしょう。しかし、そういう事故が起こっては本人の責任だけでは済まないと思います。役場、その組織の管理というか役割というか、重要かと思います。もう 10 年も 15 年も前だと思いますけれども、ワークライフバランスという言葉も流行り定着していったのではないのかなと思います。

そういった中で、青森県の残業時間はどんどん減ってきております。階上町の残業時間だけはどんどん増えていっております。2 千万、金額ではありませんけれども、公務員なんで単価も高いでしょう。2,500 円掛ける 700 何十時間でしたっけ。3,200 時間ですか。それで 800 万という時間を算出しているようです。

そういった事故のないように、どのような管理をしているのか。例えば本人任せのタイムカードだけの管理なのか、それとも申請をして「こういう件で残業します何時間残業します」という報告をして、上司が「それだったら良いよと、じゃあ残業してください」。それで結果を報告してタイムカードと合致するというふうな管理をしているのか。どのような管理をしているのか確認したいと思います。

〔大下議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、大下議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、時間外というところで、ご質問、最後のところだというふうに理解させていただきますけれども、まず時間外をする際の手続きということになりますけれども、各職員が申請を出しまして、その上司が認証して、それで時間外を実施させるということにさせていただきますので、その後、実施時間と照合しますというところで、そこは、大下議員のご理解と合っているのかなというふうに思っております。

以上です。〔総務課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

ありがとうございます。

そうした中で、職員の人数が辞める方が多いと、昨年もそうだったよということで、金額でしかちょっと理解していないんですけども、1,300万、その前と前の年が900万でしたっけかな。なのにそういうことでしたと。そして今年度は1,300いくらかから2千万ということで、残業が増えております。

原因が分かっているのであれば、事前に対策を打つのが組織であると思います。去年の事例、一昨年の事例等を加味すると、どのように職員を採用して、また職員が退職しないような職場環境を作っていくべきかということ。大事な町の情報が集まるところです。その辺の管理について何かご意見、対策、ご見解等あれば伺って、質問を終わります。

以上です。〔大下議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、大下議員の質問にお答えさせていただきます。

私どものほうも、人事、採用の人数、その他、中身については詳しく申し上げられませんけども、先ほどのとおり職員数は減っておりまして、こちらで採用する際には、前年度の不足分プラス今年度見込まれる分を加味して採用しているところでございますけども、ただ、それ以上の退職者があったというのも一つでございますけども、こちらが採用するにつきましても、現在皆さんご存知のとおりでございますけども、民間の企業の条件のほうは大分よろしいというような状況で、公務員職場に対する人気が下がっているというふうなところもございまして、受験者については県並びに市などに受験する方が多くて、町村のほうに受験していただく方が少なくなっているというふうなところもございまして、思うような採用もできていないというところではございますけども。

ただ、議員のおっしゃるとおり、この状態を続けることが良いとは思っておりませんのでできるだけ早い時期に解消できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10番、森榮吉君。

○10番（森榮吉君） はい。〔森議員起立〕

10番、森榮吉です。

私のほうからは、補正予算説明書6ページ、4款1項に2目12節になりますかね。予防接種委託料2,934万円についてお伺いしたいと思います。

先日10日の日でしたか、全員協議会においてこれから、秋から開始予定の新型コロナワクチン定期接種に係る委託料の説明がありました。

6月議会において、新型コロナワクチン接種の自己負担額について一般質問をさせていただき、町としても負担軽減策を講じていただけないか要望してきたところであります。

今後の新型コロナワクチン接種の接種計画並びに接種費用や、一番大事なんですが、自己負担額についてお伺いしたいと思います。〔森議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、4月1日から予防接種法上のB類疾病に位置付けられ、定期接種として実施することとなりました。

対象者は重症化予防を目的とし、高齢者と基礎疾患を有する60歳～64歳の方のみに限定され、個別に医療機関で接種していただくことになります。

メーカーからのワクチンの供給が整い次第、10月～1月末までの期間に1回接種できるよう、現在、八戸市医師会を通じ、医療機関に依頼し、準備を進めているところでございます。

接種費用につきましては、1回の接種に月1万5,300円程度と想定されており、今年度は国から激変緩和措置として8,300円の助成を受けることができますので、高齢者の方々の経済的負担を軽減できるよう、町では5,500円の負担をし、自己負担額を1,500円にする予定でございます。

以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○10番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10 番、森榮吉君。

○10 番（森榮吉君） はい、森です。〔森議員起立〕

まず、今年に入りまして、新型コロナウイルスに罹患している方が多くいると聞いております。1,500 円程度でワクチンが受けられるよということであれば、受益者負担という意味からも妥当な線なのかなと感じているところでございます。高齢者の方々も安心して接種を受けられるよう、よろしくお願いしたいと思います。

ちなみに、これまでの予防接種ということで、インフルエンザ予防接種があるかと思うんですけども、私も今日から行きますところ、個人負担が千円かと思いますが、その総接種費用はいくらになるのか。いわゆるコロナでいきますと 1 万 5,300 円という額が出てましたけども、これが、インフルエンザだといくらになるか、いくらなのかが千円になるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

それから、コロナの個人接種 1,500 円の周知の方法。これをどういう形で町民に知らせていくのか。その辺もあわせてお伺いしておきたいと思います。

〔森議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

令和 6 年度の高齢者インフルエンザワクチンの接種委託料につきましては、5,291 円となり、議員ご案内のとおり千円の自己負担をしていただく予定となっております。

新型コロナワクチンが定期接種に移行後の周知方法でございますが、努力義務や自治体からの接種勧奨の規定がなくなり、これまで行ってきた国統一様式の接種券の発送、町での予約受付はなくなります。接種を希望される方々が直接かかりつけの病院等にご予約していただくことになりますので、町広報誌、ホームページ、すこやか健康課窓口、医療機関等において周知し、接種体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○10 番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10 番、森榮吉君。

○10 番（森榮吉君） はい。〔森議員起立〕

ありがとうございました。

まず、先ほども述べましたが、今日においても、コロナの罹患者の増減が繰り返されているようでありますし、後遺症に悩んでいる方もいるように聞いております。できるだけ多くの方がワクチン接種によって健康な生活を送れるようお願いを終わりたいと思います。

ありがとうございました。〔森議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はございますか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 4 号 令和 6 年度階上町一般会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号、第 7 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際、日程第 8、議案第 5 号 令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件及び日程第 9、議案第 7 号 令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 5 号 令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件及び議案第 7 号 令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件、2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 10 議案第 6 号 令和 6 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 6 号 令和 6 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 11、議案第 8 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 8 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 12、議案第 9 号 ハートフルプラザ・はしかみエアコン設置工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

ハートフルプラザ・はしかみエアコン設置工事請負契約の締結についての議案に対し、入札結果を拝見させていただきました。その入札を見まして、色々疑問があったので質問させていただきます。

階上の業者が落札されたということは、大変喜ばしいのかなぁとは思っておりますけども、何点か質問させていただきます。

本入札は A 級入札と伺いました。ちょっと、A 級とはどういうものなのか。私、よく分かりませんので、どのような定義の入札なのか伺います。

本入札に参加された階上の業者のうち、Ａ級は２社と伺っております。Ｂ級が５社と伺っております。八戸の業者が３社と伺いました。なぜ、Ａ級の入札にＢ級が入っているのでしょうか。

次に、階上町の入札に階上町に税金を納めていただくことができない八戸の業者が入っている理由も伺います。

４点目として、設定金額が大きい入札ですので、JV というジョイントで何社かが集まって入札に参加するということは、階上町の入札の場合には可能なのかどうか、これについても伺っておきたいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○副町長（澤田充君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、副町長、澤田充君。

○副町長（澤田充君） はい。〔副町長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、この工事がＡ級の工事ということはということかというご質問でございますけれども、設定金額が２千万円以上の工事につきまして、Ａ級という区分になってございます。

それから、Ａ級の工事にＢ級の業者がなぜ入っているかということでございますけれども、階上町建設工事及び建設関連業務指名業者等選定規程によりまして、該当するＡ級の業者が少ない場合には、指名する総数の半分を限度に、直近のＢ級の業者からも選定できるというふうなことでございまして、Ｂ級の業者を入札に参加させているものでございます。

最後の八戸の業者さんが入っているということでございますけれども、地方自治法施行令に基づいて入札参加者の資格に関する制限は機会均等や公平性、透明性等を確保する観点から基本的に認められていないものでございます。そのため業者の所在地などによって、不適切な制限が生じないような運用をしているものでございます。

以上でございます。〔副町長着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、私のほうから大下議員のご質問の中の JV についてご答弁させていただきます。

共同企業体のことになりますけれども、こちらの導入に関しましては、複数の企業の方々が協力して、大規模かつ複雑な事業に対応するための手法で、特に大きな工事や高度な技術が求められるプロジェクトに有効だと考えております。

しかしながら、本町の公共事業の規模を鑑みますと、数億円規模の大規模工事は少なく、現状では JV の導入が必要とされる案件は大分限られているものと考えております。

更に、JV 導入には調整や制度整備が必要でございまして、地元業者の体制や規模を考慮した慎重な対応が求められると考えております。現在の事業規模におきましては、現行の入札制度でも十分対応可能と考えておりますけれども、今後は近隣市町村の動向や必要性を見極めながら、現行制度の適切な運用を続けつつ、JV 導入のメリット、デメリットを含めた調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。答弁ありがとうございます。

定義についてのご説明で、2 千万以上が A 級区分ということでございました。これは県の条例ですか、階上の条例ですか。そこをちょっと確認させてください。

それと、B 級を入れるというのは、既定の半分を限度とするということで、A 級が 2 社であれば、階上町だけでやるとすれば、2 社 B 級が入ることが可能かと思えます。

八戸の業者を入れているのは機会均等透明性ということですが、階上町は、八戸市の階上区ではありません。自主独立した行政機関だと私は思っております。そして、県の行政区からいくと三戸郡に入るかと思えます。三戸郡の南部町、三戸町でも良いんじゃないでしょうか。

なぜ階上町なのか。私はどちらかというと、階上の業者を育成というんですか。私からそういう言葉を出すのはおこがましいんですが、そうすべきと思っております。

この三戸郡の業者を入れると、そうすると、郡内のまとまりもあると思いますし、仮に階上の業者も郡内の入札に入っていけるのではないのかなぁと思っております。

建設業のほうはあまり詳しくはないんですが、新郷村、田子町等は大きな建設業があります。

例えば、三戸町の太子食品。三戸町に本社がありながら十和田に工場がある、仙台に工場がある、関東に工場がある。素晴らしいと思っております。

そういう会社が、階上町にもできてはいいんじゃないのかなぁ。階上町の住民でそういう会社を作っていって、雇用を、階上町の雇用を増やしていければ良いなあと。そういうふうに思っております。

そこで、三戸郡を、八戸の業者ではなく三戸郡の業者を入れることは可能なのかどうか。これを２点目の質問とさせていただきます。

また、JVについては、制度が必要ということだったと思います。その制度については、よく、ちょっとその辺の組織のことも分かりませんが、商工会等と相談しながら、必要であるという商工会の見解があれば、町も門戸を開いて、協議していただきたいと思います。そして、より良い多くの会社が、このこういった階上町の入札関係に参加していただけることを、希望したいと思います。

質問は２点となります。よろしくお願いします。〔大下議員着席〕

○副町長（澤田充君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、副町長、澤田充君。

○副町長（澤田充君） はい。〔副町長起立〕

大下議員の質問にお答えをいたします。

まず１つ目でございますけれども、等級の決定。何によって決まっているのかというご質問でございました。

これは、階上町建設業者工事施工能力審査規則によりまして、工事の等級をＡ級は２千万円以上のもの、Ｂ級が５００万円以上２千万円未満、Ｃ級が５００万円未満というふうな３つの区分に分けて等級を決定してございます。

続きまして、三戸郡の業者を指名できないのかというふうなお話でございました。

どこの町村もそうだと思いますけども、当町におきましては指名願いが出ているもの、業者さんから入札を執行する場合は、選定をさせていただいておりますので、指名願いが出れば可能であるというふうなことでございます。

いずれにしましても、当町におきましてですね、公共工事や物品調達において、公正で適正な契約を基本といたしまして、透明性を確保した競争入札制度を運用し

てございます。その中で町では、地元業者の育成や地域経済活性化も重要な課題であると考えてございまして、適切な入札基準を設けて地元業者が入札に参加しやすい環境を整えるとともに、指名競争入札により、地元業者により多くの入札機会を提供いたしまして、地元経済の活性化と業者の育成に努めているところでございます。

以上でございます。〔副町長着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、私のほうから JV について。先ほどと同じことを繰り返しになるかもしれませんが、ご答弁させていただきたいと思います。

まず、制度自体は、ほかの団体にもこういうふうな企業体の制度がございますので、そちらのほう、まず調査させていただきたいと思います。

更に、入札に関する部分ですので、町内の業者さんにもやはり周知をしていかなければならないという危機感は、当然必要だと思います。

その中で、やはり会議等で、もしご意見が出れば、そういうふうなものを反映しながら業者さんの声を聞いていくというのは重要でございますので、そういうふうな対応を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。

今伺いますと、条例、規則、規程といいたししょうか。階上町の規程のようでございます。副町長がおっしゃったように、当然、透明性や機会均等など不正があってはいけないし、正しい入札、正しく行うことが基本だと思います。

ただし、階上の規程でこのように、階上の業者が不利益というんでしょうか。何て言えばいいのかちょっと言葉が見つからない、見つかりませんが。そうであれば、この条例をもう少し緩和しても良いのではないかなと思います。

先ほどの定義は目標であってということで、規定なのかな、と思います。この辺について、いずれにしても階上の産業育成とともに、これに関係する、こういった方々が関係するか業界のことをよく、詳しく分かりませんが町が主体となって、そういう業界と話し合って、条例改正まで必要なのか、どこまで譲歩することができるのか。こういうことを常にコミュニケーションを持って、条例を盾にしないで話し合う、コミュニケーションを持つということをして。多分これ商工会になるかと思いますが、商工会の方々と、十分な話し合いを持たれて、JV もそうですけども、階上町発展のために努力していただくことを希望して、質問を終わります。

以上です。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はございますか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 9 号 ハートフルプラザ・はしかみエアコン設置工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 13、議案第 10 号 中央体育館改修工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 10 号 中央体育館改修工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 14、議案第 11 号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（長根岩夫君） 日程第 15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（長根岩夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

去る 9 月 10 日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

議員各位には、ご提案申し上げました議案につきまして、原案のとおり議決賜り、厚くお礼申し上げます。

議決いただきました各議案の執行には万全を期してまいりたいと存じますので、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶いたします。

ありがとうございました。〔町長降壇〕

◎閉会の宣告

○議長（長根岩夫君） これにて、令和 6 年第 5 回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前12時 5分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員